






小山市国土強靱化地域計画

令和3（2021）年3月

小 山 市

目 次

	1 計画の概要	2
	1-1 策定の背景と目的	2
	1-2 計画の位置づけ	3
	1-3 計画期間	4
	2 地域計画策定の基本的考え方	6
	2-1 基本理念	6
	2-2 基本目標	6
	2-3 事前に備えるべき目標	6
	2-4 基本方針	7
	3 脆弱性評価	10
	3-1 脆弱性評価の考え方	10
	3-2 想定するリスク	10
	3-3 リスクシナリオの設定	10
	3-4 リスクシナリオを回避するために必要な施策分野	13
	3-5 リスクへの対応方策	14
	3-6 リスクシナリオと施策分野の相関（マトリクス）	16
	3-7 リスクシナリオごとの脆弱性評価	18
	4 施策分野ごとの推進方針	34
	A. 行政機能／防災・消防	34
	B. 住宅・都市・土地利用	42
	C. 保健医療・福祉・教育	51
	D. 産業・農業・エネルギー	61
	E. 情報通信・交通・物流	64
	F. 国土保全・環境	70
	G. 地域防災	74
	5 計画の推進及び進捗管理	82
	5-1 優先的に取り組む施策	82
	5-2 各種施策の推進と進捗管理	84
	資料編	86
	重要業績指標（K P I）一覧	86

小山市国土強靱化地域計画

令和3（2021）年3月
小 山 市

1-1 策定の背景と目的

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模自然災害等が発生しても、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済を守り、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組を推進するため、平成25（2013）年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を公布・施行しました。

また、平成26（2014）年6月には、基本法に基づき、国土の強靱化に係る国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を策定するとともに、平成30（2018）年12月には、平成30年7月豪雨や台風第21号等により住民の生活や経済活動に大きな影響を与えたことを踏まえ、国基本計画の見直しを行ったところです。

栃木県においては、平成28（2016）年2月に国基本計画との調和を図りながら「栃木県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を策定し、更にその後の国基本計画の見直しに伴い令和3（2021）年2月に改訂を行うなど、国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けた取組を進めているところです。

本市においても、平成27年9月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風により大きな被害が発生するなど、災害時において市民の生命及び生活を守るとともに、被害の低減を図り、最悪のリスクを回避する災害に強いまちづくりの推進が必要になっていることから、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らない、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進するため、平成30（2018）年3月に「小山市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定いたしました。

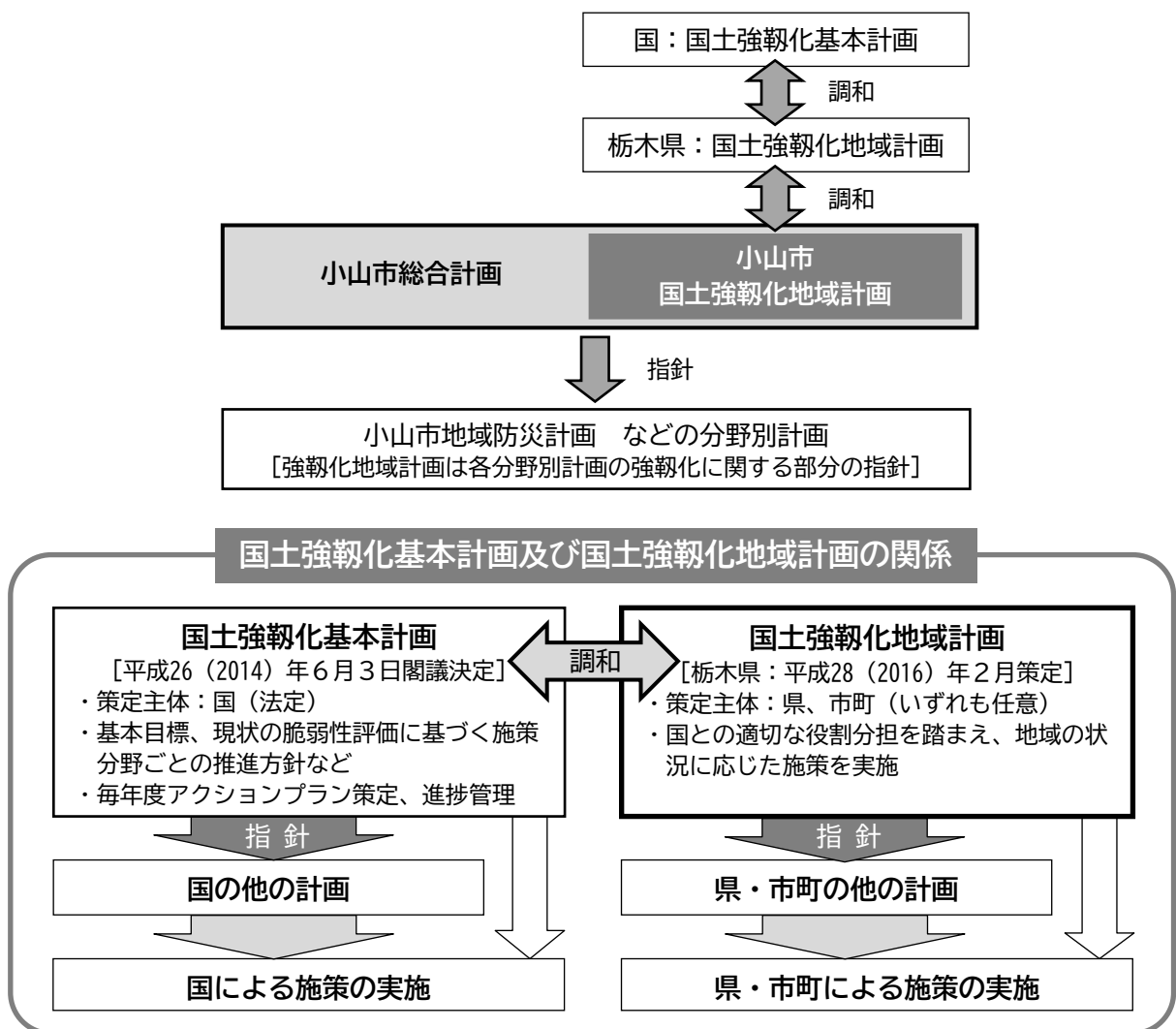
本計画は、令和2（2020）年度にその計画期間を終えることから、第8次小山市総合計画の策定に合わせ、国や県の動向を踏まえつつ、総合計画と一体的に計画の見直しを行うものです。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づき策定する「地域計画」であり、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的にするための指針となる計画です。

このため、県地域計画が、本市を包含する県土全域に係る計画であることを踏まえ、同計画との調和を保つとともに、市政の基本方針である「小山市総合計画」と一体的に策定し、災害対策基本法に基づき策定した「小山市地域防災計画」等とも整合・連携を図りながら、国土強靱化に関して、本市における様々な分野の計画等の指針となるものです。

■ 国土強靱化地域計画と関連計画の位置づけ



【基本法第13条（国土強靱化地域計画）】

- 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

【基本法第14条（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）】

- 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

1-3 計画期間

本計画は、令和3（2021）年度を初年度とする令和7（2025）年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

参考：国土強靱化とは

- 大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進すること。

基本理念

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進する。

3つのメリット

- ① 被害の縮小
 - ・どのような災害等が起こっても、被害の大きさそれ自体を、小さくできる
- ② 施策事業のスムーズな進捗
 - ・国土強靱化に係る各種施策事業がより効果的かつスムーズに進捗することが期待できる
 - ・関係府省庁所管の交付金・補助金の優先配分
- ③ 地域の持続的な成長を促す
 - ・強靱化の取組により地域が災害に強くなることは、住民や民間事業者にとっても有益となる

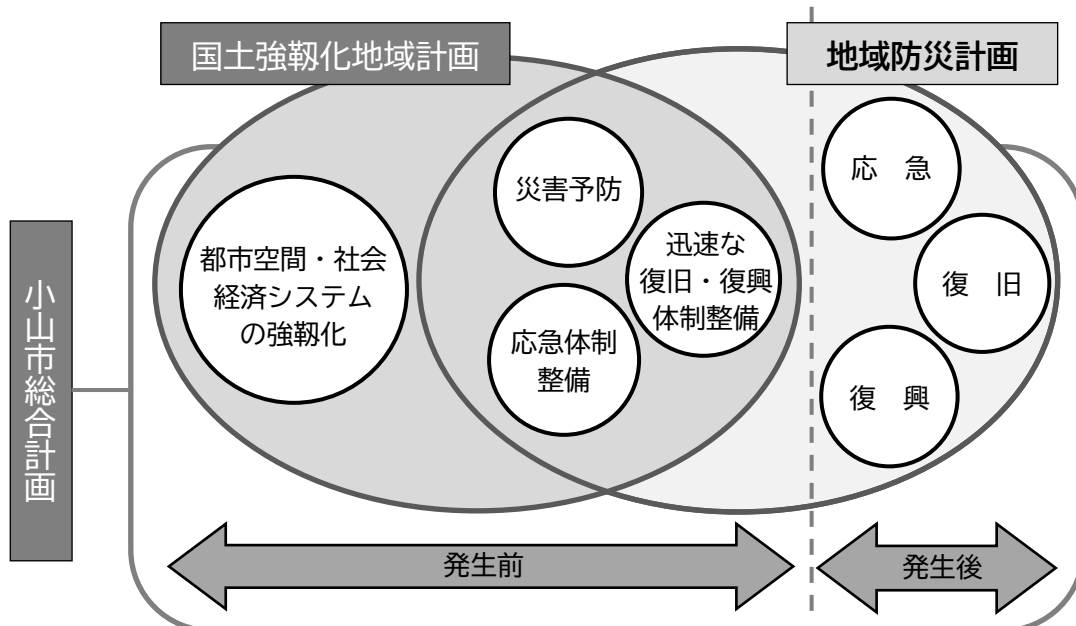
地域防災計画との違い

- 「防災」は、基本的には、地震や洪水などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめるもので、小山市地域防災計画〔令和元（2019）年12月策定〕では「水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編」「震災対策編」「火災・事故災害対策編」「原子力災害対策編」のリスクごとに計画が立てられている。
- 一方、**国土強靱化**は、リスクごとの対処対応をまとめるものではなく、**①あらゆるリスクを見据えつつ、②どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていくもの。**
- そのため、強靱化の計画は、**あらゆるリスクを想定しながら「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を明らかにし、最悪の事態をもたさないリスクを減らすために事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチから、強靱な仕組みづくり、国づくり、地域づくりを平時から持続的に展開する強靱化の取組の方向性・内容をとりまとめたもの。**

■ 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係イメージ

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般を想定し 地域社会の強靱化	災害の種類ごとの発生時の対応力の強化
対象フェーズ	災害発生前	災害発生時・発生後も含む
施策の設定方法	人命保護や被害最小化などを図るため、最悪の事態を回避する施策	予防・応急・復旧などの具体的対策
施策の重点化・指標	○	-

■ 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係イメージ図



2-1 基本理念

栃木県は、比較的大規模自然災害が少ない地域とされてきましたが、本市においても平成23（2011）年3月の東日本大震災や、平成27（2015）年9月の関東・東北豪雨、令和元（2019）年10月の東日本台風（台風第19号）等により大きな被害が発生しています。

こうした災害から得られた教訓を踏まえ、今後より一層の防災及び減災、その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施していくことが重要です。

このため、小山市独自の基本理念として、

**「市民と行政が連携し、市民一人ひとりが
災害への対応力を高めるまちおやま」**

を設定し、市民一人ひとりや地域、民間事業者等が災害への対応力の充実と意識の向上を図るとともに、行政・関連団体等の連携強化による対応体制の構築を目指します。

2-2 基本目標

国基本計画、県地域計画を踏まえ、いかなる災害等が発生しようとも、以下の4つの目標の実現を目指し、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進します。

- 1 市民の生命の保護が最大限図られること
- 2 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧・復興

2-3 事前に備えるべき目標

国基本計画、県地域計画を踏まえ、本市の強靱化を推進するために必要な事項として、以下の8つの事前に備えるべき目標を設定します。

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
- 3 必要不可欠な行政機能は確保すること
- 4 必要不可欠な情報通信機能は確保すること
- 5 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと
- 6 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
- 7 制御不能な二次災害を発生させないこと
- 8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

2-4 基本方針

本市は、東京からは北に約60kmに位置し、鉄道と道路が東西・南北に結節する交通の要衝としての地理的特性とネットワークを有しており、災害時の相互応援体制など県や周辺市町等との連携強化により、広域的な防災・救援機能の充実を図ることで、国及び県全体の強靱化に貢献すると考えられます。

このため、これらの視点を十分に踏まえるとともに、本市を包含する県土全域における強靱化推進の視点を有する県地域計画の基本方針との調和に留意し、以下の方針に沿って強靱化を推進します。

(1) 基本姿勢

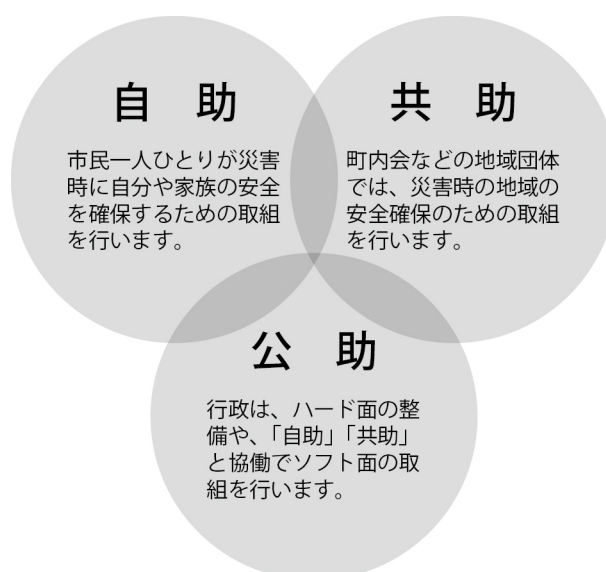
- 人口減少や高齢化の更なる進展、各種社会資本の老朽化など、社会経済情勢を踏まえた施策を進めます。
- 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して対策を講じます。

(2) 適切な施策の組み合わせ

① 自助・共助・公助の組み合わせ

- 人とのつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、自助、互助・共助及び公助を基本に、国、地方公共団体、住民、民間事業者や関係機関等と適切な連携・役割分担の下、施策に取り組みます。

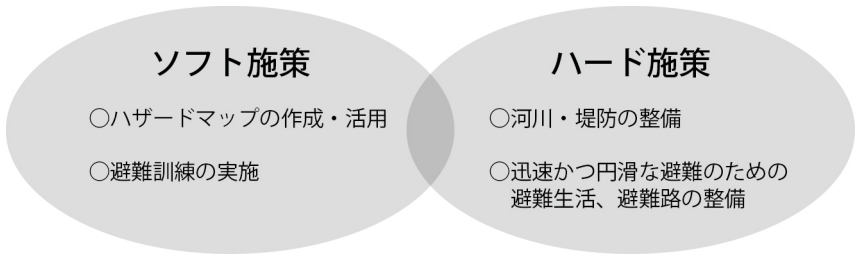
■ 自助・共助・公助の概念



2 ソフト対策とハード対策の組み合わせ

○ 国土強靱化は、その基本目標から、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみでは不十分であり、訓練・防災教育、国土利用の見直し等の「ソフト対策」を、災害リスクや地域の状況等に応じて適切に組み合わせることで効果的に施策を推進します。

■ 水害・地震対策の例

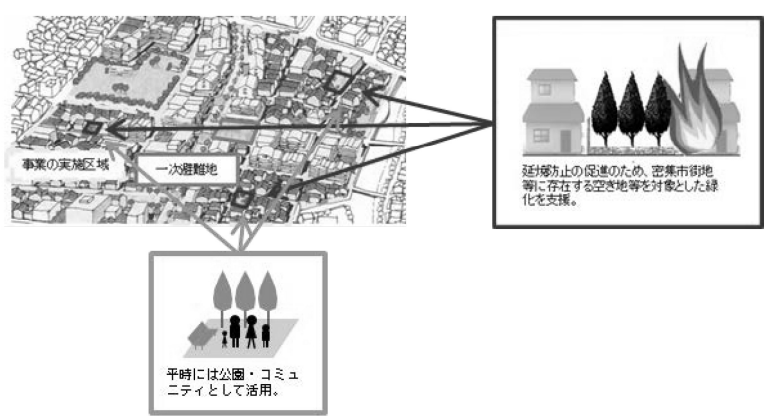


3 平時における利活用

○ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、自然との共生、環境との調和及び景観の維持への配慮等、平常時における市民生活の安全・安心や生活の豊かさの向上等にも資する対策となるよう留意します。

■ 平時における利活用イメージ（延焼防止に資する緑地の確保の場合）

木造住宅が密集する地域において地震による倒壊と火災の発生が重なると、延焼により地域一帯に大規模な被害が生じる恐れがあります。そのような延焼を防ぐために、幅の広い道路や公園を整備したりする対策が取られています。このように、非常時を想定して幅広の道路や公園を整備することが、一方で、平時の市民生活を向上させるというような、相乗効果を狙った取組が望まれます。



(3) 効果的な施策の推進

- 施策の持続的な実施に配慮し、選択と集中による施策の重点化を図ります。
- 既存の社会資本の有効活用や施設の効率的な維持管理により、効果的に施策を推進します。
- 限られた資金を最大限活用するため、民間投資の促進を図ります。

(4) 気候変動等による気象の変化等を踏まえた施策の重点化

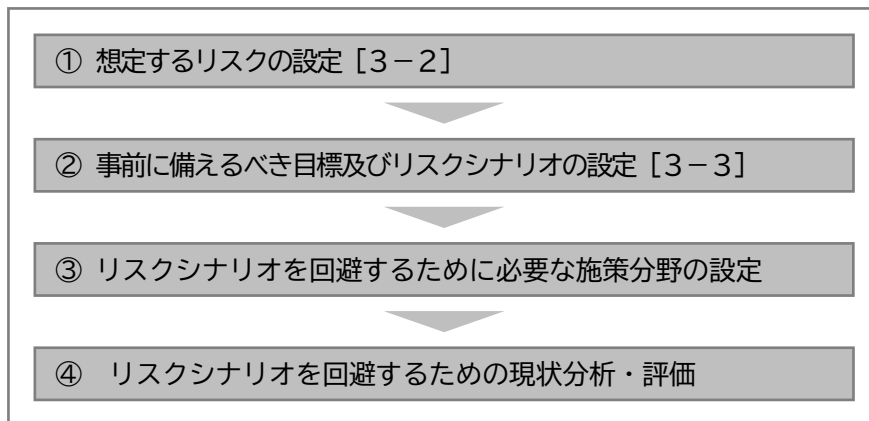
- 河川が氾濫した場合に湛水深が深くなり、甚大な人命被害等が生じる恐れのある区間に対応する施策を推進します。
- 災害拠点病院等について、診療機能を3日程度維持するための設備の増設等を促進します。
- 幹線道路等の法面・盛土について、鉄道近接や広域迂回など社会的影響が大きい箇所において、土砂災害等に対応した道路法面・盛土対策等を講じます。
- 豪雨により流失・傾斜の恐れがある鉄道河川橋梁への対策を促進します。
- 携帯電話基地局について、被害状況の把握から応急復旧までの適切な初動対応等を促進します。
- ブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止する施策を推進します。
- 気象情報や避難情報等の防災情報を、住民の避難行動に確実に結び付けます。

3-1 脆弱性評価の考え方

国基本計画、県地域計画では、基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本計画の策定においても、以下の手順により脆弱性評価を行い、強靱化のための推進方針を策定します。

■ 脆弱性評価の手順



3-2 想定するリスク

国基本計画、県地域計画においては、「大規模自然災害全般」を想定するリスクとして設定しています。

本市においても、本市地域防災計画を踏まえ、首都直下地震等が遠くない将来に発生する可能性があるとして予測されていることから、大地震をはじめ、がけ崩れ、竜巻、台風等による風水害など、大規模自然災害全般を想定します。

※原子力発電所災害やミサイル、サリン等のテロは含まれません。

3-3 リスクシナリオの設定

脆弱性評価は、基本法第17条第3項の規定に基づき、リスクシナリオを想定した上で行うものとされており、国基本計画や県地域計画との調和に留意しつつ、本市の地理的環境等を踏まえ、4つの基本理念を達成するため、事前に備えるべき8つの目標と、その妨げとなる、起きてはならない最悪の事態として、25のリスクシナリオを以下のように設定します。

■ 本計画におけるリスクシナリオの設定

事前に備えるべき目標		No.	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
1	人命の保護が最大限図られること	1-1	建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な土砂災害・陥没等による多数の死傷者の発生
		1-4	暴風雨等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生・混乱
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生や劣悪な避難生活環境等による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保すること	3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能は確保すること	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止による情報の収集・伝達ができない事態
5	経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞
		5-2	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること	6-1	電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
7	制御不能な二次災害を発生させないこと	7-1	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出による市土の荒廃
		7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態



参考：国・県における事前に備えるべき目標及びリスクシナリオとの関係

※ [] は国の15の重点化プログラム、●印：栃木県の優先的リスクシナリオ、○印：その他リスクシナリオ、◇印：小山市のリスクシナリオ

基本目標	事前に備えるべき目標	国で設定した45の起きてはならない最悪の事態 (※下線部は小山市の地域計画とは異なる表現)	栃木県	小山市	
I. 人命の保護が最大限図られる	1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	●	◇	
		1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生		◇	
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生			
		1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	●	◇	
		1-5 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	●	◇	
		1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	●	◇	
	2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	●	◇	
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	○		
		2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	●	◇	
		2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	●	◇	
		2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	○	◇	
		2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	●	◇	
		2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	●	◇	
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱			
		3-2 首都圏等での中央官庁機能の機能不全			
		3-3 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	●	◇	
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	○	◇	
		4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	●		
		4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態		◇	
	II. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	○	◇
			5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響		◇
			5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等		◇
			5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響		
			5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	○	◇
			5-6 複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響		
			5-7 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響		
			5-8 食料等の安定供給の停滞	○	◇
			5-9 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響		
III. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止	○	◇	
		6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	○	◇	
		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	○	◇	
		6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	○	◇	
		6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全	○		
		7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生		
			7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生		
			7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺		
			7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	○	◇
			7-5 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	○	◇
7-6 農地・森林等の被害による国土の荒廃	○		◇		
IV. 迅速な復旧復興	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	○	◇	
		8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	○	◇	
		8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態			
		8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	○	◇	
		8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	○	◇	
		8-6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響	○		

3-4 リスクシナリオを回避するために必要な施策分野

国基本計画や県地域計画において設定された施策分野に留意しつつ、ハード・ソフト対策の適切な組み合わせや、地域社会・経済の強靱化、一体的・効果的な取組の推進などの視点を総合的に勘案し、本計画では7つの施策分野を設定します。

■ 県地域計画と本計画の施策分野



3-5 リスクへの対応方策

強靱化施策分野	施策項目	推進施策
A. 行政機能／防災・消防	(1) 行政機能	<ul style="list-style-type: none"> ① 防災拠点機能の確保 ② 業務継続体制の整備・人材育成 ③ 帰宅困難者対策
	(2) 防災・消防	<ul style="list-style-type: none"> ① 防災訓練の充実 ② 防災計画の充実 ③ 火災予防に関する啓発活動 ④ 消防施設等の整備 ⑤ 地域の消防力の確保 ⑥ 広域応援体制の整備 ⑦ 避難所整備 ⑧ 物資・資機材等の備蓄
B. 住宅・都市・土地利用	(1) 住宅	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅・建築物等の防火性向上・耐震化 ② 老朽危険空き家等対策 ③ 高齢者等住宅支援 ④ 市営住宅の維持管理
	(2) 都市	<ul style="list-style-type: none"> ① 都市計画制度の運用 ② 地区まちづくりの推進 ③ 景観形成の推進 ④ 上水道施設の整備 ⑤ 下水道施設の整備 ⑥ 公園等施設整備 ⑦ 市街地再開発事業 ⑧ 土地区画整理事業
	(3) 土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ① 工業団地の整備 ② 地籍調査の推進 ③ 土地利用の推進
C. 保健医療・福祉・教育	(1) 保健医療	<ul style="list-style-type: none"> ① 子ども・妊産婦保健 ② 救急医療体制の充実 ③ 地域医療の推進 ④ 小児医療体制の充実 ⑤ 保健医療・介護の連携
	(2) 福祉	<ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者福祉 ② 障がい者福祉 ③ 子育て支援 ④ 生活困窮・貧困対策
	(3) 教育	<ul style="list-style-type: none"> ① 文化スポーツ施設整備 ② 文化財保護等 ③ 学校教育・施設等整備 ④ 児童生徒の安全対策

強靱化施策分野	施策項目	推進施策
D. 産業・農業・エネルギー	(1) 産 業	<ul style="list-style-type: none"> ① 工業・企業誘致 ② 商業・観光振興
	(2) 農 業	<ul style="list-style-type: none"> ① 農業生産基盤等の災害対応力の強化
	(3) エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ① エネルギーの安定供給 ② ライフラインの災害対応力の強化
E. 情報通信・交通・物流	(1) 情報通信	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民等への情報発信 ② 災害情報の伝達 ③ 電源の確保
	(2) 交通・物流	<ul style="list-style-type: none"> ① 緊急輸送体制の整備 ② 道路の防災・減災対策及び耐震化 ③ 復旧・復興等を担う人材の確保 ④ 自転車活用の推進 ⑤ 地域交通環境の整備 ⑥ 地域交通拠点の整備
F. 国土保全・環境	(1) 国土保全	<ul style="list-style-type: none"> ① 総合的な治水対策 ② 河川・土砂災害対策
	(2) 環 境	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害廃棄物処理体制の整備 ② 下水処理施設の整備 ③ 環境保全対策 ④ 感染症予防対策
G. 地域防災	(1) 地域防災	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域防災力の向上 ② 防災意識の高揚、防災教育の実施
	(2) 地域防犯	<ul style="list-style-type: none"> ① 防犯体制の充実強化
	(3) 地域福祉	<ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者等生活支援 ② 避難行動要配慮者対策
	(4) 地域活動	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民活動・ボランティア活動体制の強化 ② 多文化共生・国際交流

3-6 リスクシナリオと施策分野の相関 (マトリクス)

事前に備えるべき目標	No	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	強化施策分野				
			A. 行政機能/ 防災・消防		B. 住宅・都市・ 土地利用		
			(1) 行政 機能	(2) 防災・ 消防	(1) 住 宅	(2) 都 市	(3) 土 地 利用
1 人命の保護が最大限図られること	1-1	建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	①	②③④⑤	①②③	①②⑦⑧	③
	1-2	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生		②		①⑧	③
	1-3	大規模な土砂災害・陥没等による多数の死傷者の発生		②			
	1-4	暴風雨等に伴う多数の死傷者の発生			①		
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること (それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止		⑦⑧	④	⑥	
	2-2	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		①④⑤⑥			
	2-3	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、エネルギー供給途絶による医療機能の麻痺					
	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生・混乱	③	⑦⑧		⑥	
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生や劣悪な避難生活環境等による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		⑦		④⑤	
3 必要不可欠な行政機能は確保すること	3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	①②	①④⑤⑥⑦			
4 必要不可欠な情報通信機能は確保すること	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止による情報の収集・伝達ができない事態		①④	③		
5 経済活動 (サプライチェーンを含む) を機能不全に陥らせないこと	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞					①
	5-2	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	③			①⑧	①
	5-3	食料等の安定供給の停滞		⑧			
6 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること	6-1	電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止					①
	6-2	上水道等の長期間にわたる機能停止				④	
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止				①⑤	
	6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止	③			①②③⑧	③
7 制御不能な二次災害を発生させないこと	7-1	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生					
	7-2	有害物質の大規模拡散・流出による市土の荒廃					①
	7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大					
8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態					②
	8-2	復興を支える人材等 (専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等) の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態					
	8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	②		②③④	②	
	8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態				⑥	②

※丸数字は推進施策の番号に対応

強靱化施策分野													
C. 保健医療・福祉・教育			D. 産業・農業・I社			E. 情報通信・交通・物流		F. 国土保全・環境		G. 地域防災			
(1) 保健 医療	(2) 福 祉	(3) 教 育	(1) 産 業	(2) 農 業	(3) I社	(1) 情報 通信	(2) 交通・ 物流	(1) 国土 保全	(2) 環 境	(1) 地域 防災	(2) 地域 防犯	(3) 地域 福祉	(4) 地域 活動
										①②			
				①				①		①②			
								②		①②			
						①				①②			
①	①②③ ④	①③④					①②					①②	
②													
①②③ ④⑤	①②③						②					①②	
①		①③											
①③⑤	①③								②④				
		②											
①②	①②④	①④			②	①②③				②	①	①②	①②
			①②										
			①				①②⑤						
				①									
					①②								
									②				
							①②④ ⑤⑥						
								①②					
			①						①③				
				①				②					
									①③				
							②③						
	④	②③				①②				①	①	①②	②

3-7 リスクシナリオごとの脆弱性評価

<p>事前に備えるべき目標</p>	<p>1 人命の保護が最大限図られること</p>
<p>リスクシナリオ</p>	<p>1-1 建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生</p>
<p>評価ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅・建築物の更なる耐震対策の促進が必要 ○ 庁舎等の防災拠点などの防災機能の確保や耐震化が必要 ○ 「小山市公共施設等総合管理計画」に沿った社会資本等の老朽化対策が必要 ○ 老朽空き家等対策が必要 ○ 避難路や緊急車両の通行の確保、都市公園の防災機能の向上、ブロック塀等の倒壊防止など、防災・減災対策に資する市街地整備の推進が必要 ○ 住宅用火災警報器の設置など、火災予防・防火知識の普及啓発が必要
<p>脆弱性評価結果</p> <p>※【 】内は主な関係課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅・建築物の耐震化【建築指導課】 <ul style="list-style-type: none"> ・本市においては、小山市木造住宅耐震対策助成事業等を実施しているところですが、更なる耐震化の促進を図る必要があります。また、天井の脱落防止対策など、外壁、窓ガラス等の非構造部材について、耐震対策の促進を図る必要があります。 ・地震等による家具等の転倒や物の落下による事故を防止するため、市民に対して家具等の安全対策等の普及・啓発を図る必要があります。 ● 防災拠点の耐震化【生涯学習課、文化振興課、教育総務課】 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時において迅速かつ確に災害応急対策を実施するため、重要な役割を担う防災拠点の耐震化を関係機関と連携を図りながら計画的に推進する必要があります。 ・中公民館や文化センター等の耐震補強・改修整備を行う必要があります。 ● 社会資本等の老朽化対策【行政改革課】 <ul style="list-style-type: none"> ・高度経済成長期に整備された社会資本等の老朽化が見込まれることから、「小山市公共施設等総合管理計画」に沿って、適切な維持管理等を行う必要があります。 ● 市営住宅の維持管理【建築課】 <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅は、居住者の安全確保、建築物の被害の軽減を図るため、計画的な修繕・改善による長寿命化を図り、安全性や居住性の高い公営住宅を確保していく必要があります。 ● 老朽危険空き家等対策【建築指導課】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、「小山市空家等対策計画」を基に、管理が不十分な老朽危険空き家等について、県などの関係機関と連携し、除却や適正管理の指導等の対策を進める必要があります。 ● 市街地整備【都市計画課、まちづくり推進課、市街地整備課、公園緑地課】 <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業や地区計画制度による都市基盤整備や民間開発の誘導を進めていますが、市街地内には老朽木造住宅や緊急車両が通行できない狭い道路等があるなど、建物倒壊や火災の延焼等による避難活動への支障が懸念されます。 ・安全な避難路や緊急車両の通行を確保するため、幹線道路等を整備するとともに、既成市街地の狭い道路については、建築物の更新等に合わせ、拡幅や改善整備を推進する必要があります。

<p>脆弱性 評価結果</p> <p>※【 】内は 主な関係課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園の防災機能の向上や防災上有効な広場等の確保とともに、沿道建築物の不燃化・耐震化や生垣設置の促進、ブロック塀等の倒壊防止など、防災・減災対策、更に速やかな復旧・復興に資する市街地整備を推進する必要があります。 ● 火災予防に関する啓発活動【予防課、商業観光課】 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2（2020）年7月時点の調査によると、住宅用火災警報器の設置は、県平均、全国平均ともに上回っていますが、地域の安全・安心のため、更に火災予防、防火知識の普及啓発を行っていく必要があります。 ・小山市火災予防条例に基づき指定した大規模催し等における大規模災害等不測の事態への対策を講じる必要があります。 ● 消防体制の整備【消防署】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、消防組織の充実・強化、消防施設・装備等の計画的な整備・維持管理、広域的な応援受入体制の整備を図る必要があります。
---	--

<p>リスクシナリオ</p>	<p>1-2 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生</p>
<p>評価ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雨水ポンプ場や調整池、管渠（かんきょ）整備等の推進、資機材等の確保が必要 ○ 雨水幹線管渠（かんきょ）や排水施設の改良整備など雨水処理機能の向上が必要 ○ 洪水予報、雨量・河川水位等の防災情報の収集、伝達体制の強化が必要 ○ 洪水ハザードマップ等の活用・周知による円滑な避難の支援が必要 ○ 孤立した避難者の救助体制や生活必需品の備蓄、情報伝達手段の確保が必要
<p>脆弱性 評価結果</p> <p>※【 】内は 主な関係課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合的な治水対策【治水対策課、道路課、上下水道施設課、農村整備課、自然共生課】 <ul style="list-style-type: none"> ・防災関係機関と連携し、堤防の強化等の洪水対策を推進する必要があります。 ・平成27年9月関東・東北豪雨被害を機に、小山市排水強化対策を進めており、豊穂川は河川整備と市街化区域の公共下水道（雨水）、杣井木川流域における県による河川整備と市独自の対策を推進する必要があります。 ・防災・減災対策を推進するとともに、早期復旧のための資機材等を平常時から確保しておく必要があります。 ・集中豪雨等による道路冠水や浸水被害が発生していることから、雨水幹線管渠（かんきょ）や排水施設の改良等を計画的に整備し、雨水処理機能の向上を図る必要があります。 ● 水害警戒避難体制の整備【危機管理課、治水対策課】 <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信技術（ICT）を活用した洪水予報、雨量・河川水位等の防災状況の提供など、必要な防災情報を随時入手できる体制を強化する必要があります。 ・洪水ハザードマップ等を有効に活用し、浸水想定区域の市民に対する周知を図ることで、円滑に避難できるように支援する必要があります。 ・様々な状況の変化に対応し、早めの避難情報を出す体制等の見直しを随時行っていく必要があります。 ・孤立した避難者の救助体制や生活必需品の備蓄、情報伝達手段を確保する必要があります。

リスクシナリオ	1-3 大規模な土砂災害・陥没等による多数の死傷者の発生
評価ポイント	○ 土砂災害対策の推進や、市民への適切な災害情報の伝達が必要
脆弱性 評価結果 ※【 】内は 主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害対策【治水対策課、道路課、農村整備課】 <ul style="list-style-type: none"> ・国及び県に対して、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等の適切なハード対策の推進を要請する必要があります。 ● 土砂災害警戒避難体制の整備【危機管理課、道路課】 <ul style="list-style-type: none"> ・県等の関係機関と連携して、災害危険箇所の調査や防災パトロールを実施するなど、警戒避難体制の整備を図るとともに、平常時から土砂災害警戒区域内の市民に対して、防災意識の高揚に向けた周知啓発や、早期復旧のための資機材等を確保しておく必要があります。

リスクシナリオ	1-4 暴風雨等に伴う多数の死傷者の発生
評価ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅・建築物の更なる耐震対策の促進が必要 ○ 災害に応じた多様な情報伝達手段の確立、通信設備の充実が必要 ○ 災害に対する備えの重要性の啓発や、地域の防災活動への参加促進が必要
脆弱性 評価結果 ※【 】内は 主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅・建築物の耐震化〔再掲〕【建築指導課】 <ul style="list-style-type: none"> ・本市においては、小山市木造住宅耐震対策助成事業等を実施しているところですが、更なる耐震化の促進を図る必要があります。また、天井の脱落防止対策など、外壁、窓ガラス等の非構造部材について、耐震対策の促進を図る必要があります。 ・地震等による家具等の転倒や物の落下による事故を防止するため、市民に対して家具等の安全対策等の普及・啓発を図る必要があります。 ● 市民等への災害情報の伝達【危機管理課、シティプロモーション課、市民生活安心課、国際政策課、教育総務課】 <ul style="list-style-type: none"> ・市民等への情報伝達手段として、広報車両、安全安心情報メール、行政テレビ、コミュニティFM「おーラジオ」、NHKデータ放送、緊急速報メール、市ホームページ、同報系防災行政無線、自治会・自主防災会への電話連絡等の活用を推進する必要があります。 ・災害情報共有システム（Lアラート）の適切な運用や、全国瞬時警報システム（Jアラート）との連動、SNS（フェイスブック・ツイッター等）や地理空間情報の活用など、地域の実情や地震・豪雨などの災害に応じた多様な方法による災害情報の伝達手段を確立する必要があります。 ● 防災意識の高揚、防災教育の実施【危機管理課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、治水対策課】 <ul style="list-style-type: none"> ・市民が自ら身の安全を確保し、地域の防災活動に積極的に参加するよう、小山市防災ガイドブックやハザードマップの普及・活用等により、防災意識の高揚を図る必要があります。 ・児童・生徒及び教職員、防災上重要な施設（病院、社会福祉施設、ホテル、大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設など）の管理者及び職員に対する防災教育を実施するなど、県及び関係機関等との連携強化を図る必要があります。

<p>事前に備えるべき目標</p>	<p>2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること (それがなされない場合の必要な対応を含む)</p>
<p>リスクシナリオ</p>	<p>2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止</p>
<p>評価ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食料・飲料水・生活必需品、医薬品、電力・燃料等の計画的な現物備蓄及び流通備蓄、関係機関・民間事業者等との防災協定締結の強化が必要 ○ 県等と連携した緊急輸送体制の整備や、緊急輸送道路などの道路ネットワークの計画的な整備・維持管理が必要 ○ 水道施設の耐震化や浸水対策等の推進が必要
<p>脆弱性評価結果</p> <p>※【 】内は主な関係課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備【危機管理課】 <ul style="list-style-type: none"> ・「備蓄推進5箇年計画」に基づき、高齢者・障がい者・女性・乳幼児・食物アレルギーのある者等に配慮して備蓄物資の品目を選定し、計画的な現物備蓄及び流通備蓄の実施により、食料・飲料水、生活必需品等、必要となる物資を確保する必要があります。 ・自治体、各種団体、民間事業者等との間で災害時の相互応援、広域応援について協定を締結し、災害発生時の応急対策や食料・飲料水等の確保など、引き続き災害対応力の強化を図る必要があります。 ・災害時に医療救護の迅速な対応を図るため、医療機関、医薬品卸売業者等と連携しながら、医薬品、資機材等の計画的な備蓄を推進する必要があります。 ● 緊急輸送体制の整備【行政総務課、管財課】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、他自治体など関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備する必要があります。 ・物資等の輸送手段として使用可能な緊急輸送車両を常に把握し、緊急出動できるよう管理の徹底を図る必要があります。 ● 緊急輸送道路等の整備【道路課、都市計画課】 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路に指定されている路線等について、計画的な整備、維持管理に努めるとともに、より円滑な輸送体制の確保を図る必要があります。 ・緊急輸送道路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有体制の整備を図る必要があります。 ● 道路啓開体制の整備【危機管理課、治水対策課、道路課】 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、民間事業者等との協定の締結や車両移動訓練の実施など、道路管理者による放置車両対策の強化や、関係機関の連携等による装備資機材の充実、情報共有体制の整備を図る必要があります。 ● 水道施設の耐震化等【上下水道施設課】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の飲料水供給の長期停止を防ぐため、老朽化した基幹管路の更新計画に基づき、基幹管路の耐震化や浄水場施設の更新、羽川西浄水場の浸水対策等を推進する必要があります。 ・「小山地区定住自立圏共生ビジョン」に基づき、災害時における応援給水活動の体制を確保する必要があります。

リスクシナリオ	2-2 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
評価ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近隣自治体等との広域的な相互応援・受援体制の連携強化が必要 ○ 自主防災会の育成や消防団の充実・強化など、地域防災力の向上が必要
脆弱性 評価結果 ※【 】内は 主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 相互応援体制の整備【消防総務課、消防署、危機管理課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害等による大規模災害の発生や、近い将来の発生が危惧されている首都直下地震に備え、行政や防災関係機関の連携を図る必要があります。 ● 消防広域応援体制の整備【消防総務課、消防署】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害時における人命救助活動等を迅速かつ効果的なものとするため、消防の広域応援体制に基づき、応援及び受援対応の相互連携を図る必要があります。 ● 地域防災力の向上【消防総務課、危機管理課、消防署】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に、地域で対応できる体制を整えるため、平常時から自主防災会の育成や消防団の充実・強化を図り、危険箇所や避難行動要支援者等の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得、地域防災力を向上させる必要があります。 ・ 消防団員の高齢化に伴い、人材の確保を図るとともに、消防団、消防本部との連携強化、更に団員一人ひとりの知識・技術の向上を図る必要があります。

リスクシナリオ	2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
評価ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の医療救護体制や搬送体制の構築が必要 ○ 医師や医薬品等の不足に備えた応援要請体制の整備が必要 ○ 関係機関等と連携した医療機関への電気、ガス、水道等の円滑な供給体制の確保が必要
脆弱性 評価結果 ※【 】内は 主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療関係機関との連携【健康増進課、消防署、危機管理課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療関係機関と連携し、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動を実施するため、初期医療体制及び後方医療体制等の整備充実を図る必要があります。 ・ 医薬品、医療器具等医療救護活動に必要な物資等を確保するため、医師会等関係機関と協力し、物資調達体制の整備を図る必要があります。 ・ 新小山市民病院は、災害拠点病院に準じる施設として、災害時の医療確保のための機能の充実を図るとともに、食料、飲料水、医薬品等の現物備蓄や緊急時における供給体制の整備などを促進する必要があります。 ・ 医療救護活動に従事する医師等、又は医薬品・医療器具が不足する場合に備え、県、日本赤十字社等関係機関と連携し、応援要請体制の整備を図る必要があります。 ● 医療機関におけるライフラインの確保【危機管理課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関、関係機関と連携して、電気、ガス、水道、医療用ガス等の災害時における医療施設への円滑な供給体制を確保する必要があります。 ● 空中輸送・搬送体制の整備【消防署】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に陸上輸送に支障をきたす場合のヘリコプターによる代替輸送や、負傷者の搬送要請に効率的に対処するため、臨時ヘリポートの選定等、県等関係機関と連携しながら必要な措置を講じる必要があります。

リスクシナリオ	2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生・混乱
評価ポイント	○ 帰宅困難者への情報提供体制、避難所の開設、代替輸送手段の確保など、帰宅困難者の受入態勢の整備が必要 ○ 交通機関や事業所等における食料・飲料水等の緊急物資の備蓄の促進が必要
脆弱性 評価結果 ※【 】内は 主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関等との連携強化【危機管理課、市民生活安心課、都市計画課】 <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関等が停止し、帰宅困難者が発生した場合に備えて、情報提供や連絡体制の整備、避難所の開設、代替輸送手段の確保など、平常時から、県や公共交通機関等と連携し、帰宅困難者の受入態勢を整備する必要があります。 ● 事業所等における備蓄の促進【商業観光課、工業振興課】 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時等において、帰宅困難者が発生した場合、交通機関、観光施設、事業者等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者、従業員等を留めておくことが必要となることから、食料や飲料水等の緊急物資の備蓄を促進する必要があります。

リスクシナリオ	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生や劣悪な避難生活環境等による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
評価ポイント	○ 予防接種や消毒、衛生害虫駆除など感染症等予防対策が必要 ○ 下水道施設の耐震化等の災害予防と的確な維持管理が必要
脆弱性 評価結果 ※【 】内は 主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症等予防対策【健康増進課、環境課】 <ul style="list-style-type: none"> ・被災地や避難場所における感染症の発生予防・まん延防止のため、平常時から予防接種や消毒、衛生害虫駆除を行うための体制確保、マスクや手指消毒剤の備蓄等の啓発など、感染症等予防対策を行う必要があります。 ● 下水道施設の耐震化等【上下水道施設課】 <ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理施設等の機能停止に伴う、公衆衛生問題や感染症の発生を防止するため、下水道施設の耐震化等の災害予防と的確な維持管理、生活排水対策を着実に推進する必要があります。 ● 避難所の整備【危機管理課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインが途絶えた避難所における円滑な運営と生活環境の維持のため、感染症対策を含めた物資・資機材等を確保するとともに、自主防災組織等と連携した運営体制を整備する必要があります。 ● 地域医療の推進【健康増進課】 <ul style="list-style-type: none"> ・非常時においても安定的に医療サービスを受けられることができるよう、身近な「かかりつけ医」を持つことを推奨していく必要があります。 ・大規模災害などの緊急時に応急処置等を行う人材を確保するため、関係機関との連携体制を構築し、また、平時から研修や実動訓練等を実施する必要があります。 ● 避難行動要配慮者への対応【福祉課】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に、避難所における避難生活が困難である要配慮者が必要な生活支援を受けられるよう、福祉避難所を開設する必要があります。

<p>事前に備えるべき目標</p>	<p>3 必要不可欠な行政機能は確保すること</p>
<p>リスクシナリオ</p>	<p>3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</p>
<p>評価ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁舎等の防災拠点や防災上重要な市有建築物の耐震化の推進が必要 ○ 避難施設等のバリアフリー化など、要配慮者に配慮した対策の推進が必要 ○ 業務継続に必要な通信機能、電源、燃料などの計画的な整備が必要 ○ 業務継続計画の適切な改定や防災訓練など、業務継続体制の強化が必要 ○ 近隣自治体等との相互応援体制の連携強化が必要 ○ 文化財及び文化財施設の安全管理等が必要
<p>脆弱性評価結果</p> <p>※【 】内は主な関係課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災拠点機能の確保【危機管理課、教育総務課、市民生活安心課、生涯学習課、文化振興課、生涯スポーツ課、管財課】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における迅速かつ確な災害応急対策を実施するため、重要な役割を担う防災拠点の耐震化や情報通信設備、備蓄倉庫の設置など、関係機関と連携を図りながら、計画的に整備していく必要があります。 ・公共建築物は、災害時における応急対策活動の拠点、又は避難施設等として重要な役割を持っていることから、その機能を確保するため、耐震改修整備を計画的・効率的に推進する必要があります ・避難施設等のバリアフリー化など、要配慮者に配慮した対策を推進する必要があります。 ・博物館、公民館、体育館等の施設利用者の安全確保のため、施設の適切な維持管理を行うとともに、防災訓練の実施や避難誘導體制を整備する必要があります。 ● 業務継続体制の整備【行政総務課、情報政策課】 <ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画（BCP）を平成28（2016）年3月に改正したところですが、組織改編や業務内容、新庁舎整備など施設設備の変更等に応じた迅速な計画の改定を行うほか、継続的な改善を行うことで、災害対応力の向上を図るとともに、業務継続体制を強化する必要があります。 ● 職員に対する防災教育【職員研修所】 <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対して、災害時の適正な判断力や災害対応力を養成し、迅速かつ確な災害応急対策を実施できるよう、防災教育の徹底を図る必要があります。 ● 相互応援体制の整備【再掲】【消防総務課、消防署、危機管理課】 <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等による大規模災害の発生や、近い将来の発生が危惧されている首都直下地震に備え、行政や防災関係機関の連携を図る必要があります。 ● 文化財等の保護【文化振興課】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害予防のため、文化財及び文化財施設の安全管理を行う必要があります。 ・施設の被災により収蔵品等が損傷する恐れがある場合、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等被災防止の措置を行う必要があります。

<p>事前に備えるべき目標</p>	<p>4 必要不可欠な情報通信機能は確保すること</p>
<p>リスクシナリオ</p>	<p>4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止による情報の収集・伝達ができない事態</p>
<p>評価ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非常用電源設備の整備の促進が必要 ○ 関係機関と連携した迅速かつ的確な災害情報の収集体制の確保が必要 ○ 災害に応じた多様な情報伝達手段の確立、通信設備の充実が必要 ○ 災害時要配慮者（高齢者、障がい者、外国人等）への迅速な情報伝達や避難誘導体制の整備が必要
<p>脆弱性評価結果</p> <p>※【 】内は主な関係課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 電源の確保【危機管理課、通信指令課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備を促進する必要があります。 ● 情報の収集・伝達体制の確保【危機管理課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に国、県、市、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集・伝達を確保するため、より効果的な体制を確立する必要があります。 ● 市民等への災害情報の伝達〔再掲〕【危機管理課、シティプロモーション課、市民生活安心課、国際政策課、教育総務課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民等への情報伝達手段として、広報車両、安全安心情報メール、行政テレビ、コミュニティFM「おーラジオ」、NHKデータ放送、緊急速報メール、市ホームページ、同報系防災行政無線、自治会・自主防災会への電話連絡等の活用を推進する必要があります。 ・ 災害情報共有システム（Lアラート）の適切な運用や、全国瞬時警報システム（Jアラート）との連動、SNS（フェイスブック・ツイッター等）や地理空間情報の活用など、地域の実情や地震・豪雨などの災害に応じた多様な方法による災害情報の伝達手段を確立する必要があります。 ● 人的ネットワークづくり【危機管理課、市民生活安心課、福祉課、社会福祉協議会】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県や関係機関、自治会、自主防災会等の地域組織、民生委員・児童委員等の福祉関係者及びボランティア等の連携を促進することで、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出・救護等の応急活動が実施される体制を整備する必要があります。 ● 避難行動要支援者等への対応【福祉課、高齢生きがい課、子育て家庭支援課、国際政策課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自力で避難することが困難で避難支援を希望する避難行動要支援者に対して、「小山市災害時要配慮者対応マニュアル」に基づき、情報伝達や避難誘導等を迅速に行える体制を整備する必要があります。 ・ 平常時から避難行動要支援者の把握や台帳登録に努め、避難行動要支援者等に対する見守り活動を行うなど、地域の支援体制の整備を推進する必要があります。 ・ 災害発生時に外国人の安全を確保するため、多言語による防災知識（小山市防災ガイドブック）の普及啓発や避難場所等の情報提供のほか、国際交流協会等と連携し、通訳・翻訳ボランティアの確保などの対策を講じる必要があります。

事前に備えるべき目標	5 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと
リスクシナリオ	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞
評価ポイント	○ 事業者の事業継続計画（BCP）の策定や本社機能移転等の促進が必要
脆弱性評価結果 ※【 】内は主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者における事業継続計画（BCP）の促進【工業振興課】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時において被害を最小限に食い止めることができるよう、平常時から、災害時において重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を促進するとともに、防災体制の整備や防災訓練、事業所の耐震化、地域の防災活動への協力などの体制を整える必要があります。 ● 本社機能等の移転促進【工業振興課】 <ul style="list-style-type: none"> ・我が国全体の強靱化に貢献する観点から、首都直下地震など、首都機能に甚大な被害を生じる災害が発生した場合でも、事業継続が担保されるよう東京圏等に立地する企業の本社機能等の移転促進に向けた取組を図る必要があります。

リスクシナリオ	5-2 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
評価ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に強い道路・橋梁の整備が必要 ○ 県等と連携した緊急輸送体制の整備や、緊急輸送道路などの道路ネットワークの計画的な整備・維持管理が必要 ○ 幹線道路等の整備による交通結節点への連携強化、駅前広場等の滞留空間、乗り換え・乗り継ぎの確保が必要
脆弱性評価結果 ※【 】内は主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路の防災・減災対策【道路課】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害における道路機能を確保するため、道路・橋梁の整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する必要があります。 ● 緊急輸送体制の整備〔再掲〕【行政総務課、管財課】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、他自治体など関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備する必要があります。 ・物資等の輸送手段として使用可能な緊急輸送車両を常に把握し、緊急出動できるよう管理の徹底を図る必要があります。 ● 緊急輸送道路等の整備〔再掲〕【道路課、都市計画課】 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路に指定されている路線等について、計画的な整備、維持管理に努めるとともに、より円滑な輸送体制の確保を図る必要があります。 ・緊急輸送道路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有体制の整備を図る必要があります。 ● 道路啓開体制の整備〔再掲〕【危機管理課、治水対策課、道路課】 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、民間事業者等との協定の締結や車両移動訓練の実施など、道路管理者による放置車両対策の強化や、関係機関の連携等による装備資機材の充実、情報共有体制の整備を図る必要があります。 ● 交通結節点への連携強化【都市計画課、市民生活安心課】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時においても交通結節点への安全かつ円滑な通行を確保するため、交通結節点に接続する幹線道路等の整備や、駅前広場などの輸送車両等の滞留空間、乗り換え・乗り継ぎの確保を図る必要があります。

リスクシナリオ	5-3 食料等の安定供給の停滞
評価ポイント	○ 農地・農業用施設等の適切な維持管理など、災害対応力の強化が必要
脆弱性 評価結果 ※【 】内は 主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備【再掲】【危機管理課】 <ul style="list-style-type: none"> ・「備蓄推進5箇年計画」に基づき、高齢者・障がい者・女性・乳幼児・食物アレルギーのある者等に配慮して備蓄物資の品目を選定し、計画的な現物備蓄及び流通備蓄の実施により、食料・飲料水、生活必需品等、必要となる物資を確保する必要があります。 ・自治体、各種団体、企業等との間で災害時の相互応援、広域応援について協定を締結し、災害発生時の応急対策や食料・飲料水等の確保など、引き続き災害対応力の強化を図る必要があります。 ● 農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化【農政課、農村整備課】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生に際して、農業被害を最小限に抑えるため、農地・農業用施設等（排水機場等）の管理者による維持管理計画の定期的な見直しや管理技術者の育成など、管理体制の充実・強化を促進する必要があります。 ・農業用施設等の定期的な整備点検を実施し、破損等危険箇所の補修を行うなど、平常時からの適切な維持管理を促進する必要があります。

事前に備えるべき目標	6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
リスクシナリオ	6-1 電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止
評価ポイント	○ 災害時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、ライフラインの耐震性強化、代替機能の確保など、関係機関と連携した災害対応力の強化が必要 ○ 非常時における電源確保のため自立分散型エネルギーの適正な利用の浸透が必要
脆弱性評価結果 ※【 】内は主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● ライフラインの災害対応力の強化【危機管理課、上下水道施設課】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気・ガス・上下水道・電話等のライフラインの耐震性を強化するとともに、代替機能の確保など、関係機関と連携しながら災害対応力を強化する必要があります。 ● エネルギーの安定供給【危機管理課、環境課】 <ul style="list-style-type: none"> ・電力供給各社との連携を強化し、災害時においても安定的に電力供給を実施することができる体制の強化を図る必要があります。 ・長期停電を回避するための電源確保が重要であることから、住宅等における太陽光発電等の再生可能エネルギーの利活用やリチウムイオン蓄電池の設置、コージェネレーション等分散型エネルギーの利用浸透等により、エネルギーの安定供給を図る必要があります。

リスクシナリオ	6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止
評価ポイント	○ 水道施設の耐震化や老朽化対策、応急給水体制の整備が必要
脆弱性評価結果 ※【 】内は主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 水道施設の耐震化等〔再掲〕【上下水道施設課】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の飲料水供給の長期停止を防ぐため、老朽化した基幹管路の更新計画に基づき、基幹管路の耐震化や浄水場施設の更新、羽川西浄水場の浸水対策等を推進する必要があります。 ・「小山地区定住自立圏共生ビジョン」に基づき、災害時における応援給水活動の体制を確保する必要があります。

リスクシナリオ	6-3 汚水集合処理施設等の長期間にわたる機能停止
評価ポイント	○ 下水道施設の耐震化や老朽化対策、応急体制の整備が必要 ○ 農業集落排水施設の老朽化対策等が必要
脆弱性評価結果 ※【 】内は主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道施設の耐震化等〔再掲〕【上下水道施設課】 <ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理施設等の機能停止に伴う、公衆衛生問題や感染症の発生を防止するため、下水道施設の耐震化等の災害予防的的確な維持管理、生活排水対策を着実に推進する必要があります。 ● 農業集落排水施設の老朽化対策等【上下水道施設課】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時においても、継続的に汚水処理機能を確保するため、機能診断の実施等を踏まえた老朽化対策を進めていく必要があります。

リスクシナリオ	6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
評価ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に強い道路・橋梁の整備が必要 ○ 県等と連携した緊急輸送体制の整備や、緊急輸送道路などの道路ネットワークの計画的な整備・維持管理が必要 ○ 幹線道路等の整備による交通結節点への連携強化、駅前広場等の滞留空間、乗り換え・乗り継ぎの確保が必要 ○ 避難路や緊急車両の通行確保のため、建築物の更新にあわせた既成市街地等の狭あい道路の拡幅・改善整備が必要
脆弱性 評価結果 ※【 】内は 主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路の防災・減災対策〔再掲〕【道路課】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害における道路機能を確保するため、道路・橋梁の整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する必要があります。 ● 緊急輸送体制の整備〔再掲〕【行政総務課、管財課】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、他自治体など関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備する必要があります。 ● 緊急輸送道路等の整備〔再掲〕【道路課、都市計画課】 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路に指定されている路線等について、計画的な整備、維持管理に努めるとともに、より円滑な輸送体制の確保を図る必要があります。 ・緊急輸送道路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有体制の整備を図る必要があります。 ● 道路啓開体制の整備〔再掲〕【危機管理課、治水対策課、道路課】 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、民間事業者等との協定の締結や車両移動訓練の実施など、道路管理者による放置車両対策の強化や、関係機関の連携等による装備資機材の充実、情報共有体制の整備を図る必要があります。 ● 交通結節点への連携強化〔再掲〕【都市計画課、市民生活安心課】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時においても交通結節点への安全かつ円滑な通行を確保するため、交通結節点に接続する幹線道路等の整備や、駅前広場などの代替輸送車両等の滞留の用に供する空間の整備を推進する必要があります。 ● 安全な基盤形成【都市計画課、まちづくり推進課、市街地整備課】 <ul style="list-style-type: none"> ・避難路や緊急車両の通行を確保するため、幹線道路等を整備するとともに、既成市街地などの狭あい道路については、建築物の更新等にあわせ、拡幅や改善整備を推進する必要があります。 ● 農道の整備【農村整備課】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に迂回路として活用しうる農道を把握し、整備を進めるなど、避難路や代替輸送路を確保する必要があります。

事前に備えるべき目標	7 制御不能な二次災害を発生させないこと
リスクシナリオ	7-1 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
評価ポイント	○ 農業水利施設（ため池、排水機場等）の老朽化対策等が必要
脆弱性評価結果 ※【 】内は主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合的な治水対策【再掲】【治水対策課、道路課、上下水道施設課、農村整備課、自然共生課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災関係機関と連携し、堤防の強化等の洪水対策を推進する必要があります。 ・ 渡良瀬遊水地の治水対策や平成27年9月関東・東北豪雨被害を機に、小山市排水強化対策を進めており、豊穂川・杣井木川流域における河川整備、排水機場や調整池等を推進する必要があります。 ・ 災害発生時の防災・減災対策を推進するとともに、早期復旧のための資機材等を平常時から確保しておく必要があります。 ・ 集中豪雨等による道路冠水や浸水被害が発生していることから、雨水幹線管渠（かんきょ）や排水施設の改良等を計画的に整備し、雨水処理機能の向上を図る必要があります。 ● 農業水利施設の老朽化対策等【農村整備課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災した場合に農業生産等への影響が大きい基幹的農業水利施設（ため池、排水機場等）の損壊等による被害を防止するため、ため池ハザードマップの活用や老朽化対策等を推進する必要があります。

リスクシナリオ	7-2 有害物質の大規模拡散・流出による市土の荒廃
評価ポイント	○ 倒壊建屋等からの有害物質の拡散・流出による健康被害や環境への悪影響の防止対策、関係機関と連携した情報共有や回収・処理体制の構築が必要
脆弱性評価結果 ※【 】内は主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境保全対策【環境課、予防課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生に伴う事業所等の倒壊建屋などからの有害物質の拡散・流出による健康被害や環境への悪影響を防止するための対策、関係機関と連携した情報共有や回収・処理体制を構築する必要があります。

リスクシナリオ	7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
評価ポイント	○ 国土保全、水資源の涵養等の機能維持を図るため、農地・平地林や農業水利施設等の適切な保全管理の促進が必要
脆弱性評価結果 ※【 】内は主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地・農業水利施設等の適切な保全管理【農政課、農村整備課、農業委員会】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地が有する国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成等の多面的機能が発揮されるよう、地域の共同による農地・農業水利施設等の保全活動や地域における生産活動への支援等を推進する必要があります。 ● 平地林の適切な保全【農政課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平地林が有する水資源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成、土砂災害の防止等の多面的機能の維持を図るため、下草刈りや不要木の伐採など、適切な維持管理を促進する必要があります。 ● 家畜の防疫対策【農政課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜伝染病発生時において迅速な情報収集や初動対応が行えるよう、体制を整備し、適切な運用を図る必要があります。

事前に備えるべき目標	8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること
リスクシナリオ	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態の発生
評価ポイント	○ 災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するための体制を整備し、仮置き場の候補地の場所及び運営方法を想定しておくことが必要 ○ 現地復元性のある地図を整備するための地籍調査の促進が必要
脆弱性評価結果 ※【 】内は主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害廃棄物処理計画に基づく体制の整備【環境課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県や関係機関等と連携し、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するための体制の整備や、仮置き場の候補地を選定しておく必要があります。 ● 地籍調査の促進【市街地整備課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災後の迅速な復旧・復興に資する現地復元性のある地図を整備するため、地籍調査事業を促進する必要があります。

リスクシナリオ	8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
評価ポイント	○ 緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、県や関係機関等と連携して、建設業を担う技能労働者の確保が必要 ○ 災害ボランティアの活動体制や受入等の環境整備が必要
脆弱性評価結果 ※【 】内は主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路啓開体制の整備【再掲】【危機管理課、治水対策課、道路課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、民間事業者等との協定の締結や車両移動訓練の実施など、道路管理者による放置車両対策の強化や、関係機関の連携等による装備資機材の充実、情報共有体制の整備を図る必要があります。 ● 復旧・復興を担う人材の確保【治水対策課、都市計画課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業における高齢化の進行等により、将来的な担い手不足や技能継承の阻害が懸念されることから、県や関係機関等と連携して、建設業を担う技能労働者等の確保を図る必要があります。 ● 災害ボランティアの活動体制の強化【市民生活安心課、社会福祉協議会】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 円滑で効果的な災害ボランティアを実施するため、主体となる社会福祉協議会との情報共有やボランティアの受入・確保、資質向上のための各種研修・訓練等の環境整備を図る必要があります。

リスクシナリオ	8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
評価ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化財及び文化財施設の安全管理等が必要 ○ 災害に対する備えの重要性の啓発や、地域の防災活動への参加促進が必要 ○ 自主防災会や自主防犯パトロール隊の育成、消防団の充実・強化など、地域防災力の向上が必要（地域の連帯やコミュニティの衰退による地域防災力の低下） ○ 復旧・復興、被災者の生活再建のための体制構築が必要
脆弱性評価結果 ※【 】内は主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化財等の保護〔再掲〕【文化振興課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害予防のため、文化財及び文化財施設の安全管理を行う必要があります。 ・ 施設の被災により収蔵品等が損傷する恐れがある場合、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等被災防止の措置を行う必要があります。 ● 防災意識の高揚、防災教育の実施〔再掲〕【危機管理課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、治水対策課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民が自ら身の安全を確保し、地域の防災活動に積極的に参加するよう、小山市防災ガイドブックやハザードマップの普及・活用等により、防災意識の高揚を図る必要があります。 ・ 児童・生徒及び教職員、防災上重要な施設（病院、社会福祉施設、ホテル、大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設など）の管理者及び職員に対する防災教育を実施するなど、県及び関係機関等との連携強化を図る必要があります。 ● 地域防災力の向上〔再掲〕【消防総務課、危機管理課、消防署】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に、地域で対応できる体制を整えるため、平常時から自主防災会の育成や消防団の充実・強化を図り、危険箇所や避難行動要支援者等の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得、地域防災力を向上させる必要があります。 ・ 消防団員の高齢化に伴い、人材の確保を図るとともに、消防団、消防本部との連携強化、更に団員一人ひとりの知識・技術の向上を図る必要があります。 ● 防犯体制の充実強化【市民生活安心課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災後の治安悪化を防止するため、平常時から自主防犯パトロール隊の育成や活動を支援し、地域の防犯体制の充実・強化を図る必要があります。 ● 業務継続体制の整備〔再掲〕【行政総務課、情報政策課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務継続計画（BCP）を平成28（2016）年3月に改正したところですが、組織改編や業務内容、新庁舎整備など施設設備の変更等に応じた迅速な計画の改定を行うほか、継続的な改善を行うことで、災害対応力の向上を図るとともに、業務継続体制を強化する必要があります。 ● 避難行動要支援者等への対応〔再掲〕【福祉課、高齢生きがい課、子育て家庭支援課、国際政策課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自力で避難することが困難で避難支援を希望する避難行動要支援者に対して、「小山市災害時要配慮者対応マニュアル」に基づき、情報伝達や避難誘導等を迅速に行える体制を整備する必要があります。 ・ 平常時から避難行動要支援者の把握や台帳登録に努め、避難行動要支援者等に対する見守り活動を行うなど、地域の支援体制の整備を推進する必要があります。 ・ 災害発生時に外国人の安全を確保するため、多言語による防災知識（小山市防災ガイドブック）の普及啓発や避難場所等の情報提供のほか、国際交流協会等と連携し、通訳・翻訳ボランティアの確保などの対策を講じる必要があります。

リスクシナリオ	8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
評価ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に対する備えの重要性の啓発や、地域の防災活動への参加促進が必要 ○ 自主防災会や自主防犯パトロール隊の育成、消防団の充実・強化など、地域防災力の向上が必要（地域の連帯やコミュニティの衰退による地域防災力の低下） ○ 復旧・復興、被災者の生活再建のための体制構築が必要
<p>脆弱性 評価結果</p> <p>※【 】内は 主な関係課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地籍調査の促進〔再掲〕【市街地整備課】 <ul style="list-style-type: none"> ・被災後の迅速な復旧・復興に資する現地復元性のある地図を整備するため、地籍調査事業を促進する必要があります。 ● 公園等施設整備【公園緑地課・建築課・生涯スポーツ課・危機管理課】 <ul style="list-style-type: none"> ・公園・グラウンドは、復興に向けた応急仮設住宅の建設用地となるため、必要に応じて、防災機能を備える必要があります。

A. 行政機能／防災・消防

(1) 行政機能

① 防災拠点機能の確保 ▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 1-1, 3-1

【市民生活安心課】
 ・大谷地区中心施設は、地域の防災拠点としての機能を備えた施設として整備を進めます。

【行政改革課】
 ・「小山市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の量をコントロールしながら改築・改修・維持補修を実施し、将来にわたって市民が安全・安心に利用できる整備を進めます。

【生涯学習課】
 ・地区公民館（出張所）施設は耐震診断を実施するとともに、改修を実施して防災拠点機能を確保していきます。
 ・特に、耐震改修促進法で耐震診断の努力義務に規定された施設である中公民館の耐震診断を実施します。

主な取組	担当課	市	市民	企業
地区中心施設整備事業 (大谷地区中心施設)	市民生活安心課	○		
地区公民館施設 (生井、寒川、豊田、穂積、中、絹公民館)の改修	生涯学習課	○		
公共施設等総合管理計画推進事業	行政改革課	○		

※ 以降、主な取組における市・市民（地域団体等を含む）・企業（事業所、医療・福祉施設等を含む）各々の役割があるものについて○印が記載されています。

2 業務継続体制の整備・人材育成

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 3-1, 8-3

【行政総務課・危機管理課】

- ・業務継続体制を堅持するため、地域防災計画の改正、組織改編等の際には業務継続計画を適宜改正します。

【情報政策課】

- ・「小山市業務継続計画」の見直しを行う際に、業務連絡体制の強化に資するICT関連の項目について見直しを行います。

【職員研修所】

- ・職員として有事・災害に対する対応・心構えの教育を研修等様々な機会を通じ、継続して実施します。

【総合政策課】

- ・小山地区定住自立圏構成市町との相互理解を深めつつ、圏域全体の防災、減災に向けた連携事業の推進に努めます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
業務継続計画の改正	行政総務課	○		
ICT業務継続計画策定	情報政策課	○		
職員意識向上研修	職員研修所	○		
小山地区定住自立圏共生ビジョンの推進	総合政策課	○		

3 帰宅困難者対策

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 2-4, 5-2, 6-4

【危機管理課】

- ・大規模災害発生時における帰宅困難者発生に備えた対策を進めます。
- ・「備蓄推進5箇年計画」に基づき、被害予測に応じた品目・数量の備蓄を行うとともに、保管するための備蓄倉庫を整備していきます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
周辺市町や公共交通機関等との連携強化	危機管理課	○		○
避難所等公共施設を活用した収容施設の確保	危機管理課	○		○
食糧及び生活必需品の備蓄整備	危機管理課	○	○	○
備蓄倉庫の整備	危機管理課	○		

■ 重要業績指標（KPI）

事業名	成果指標	現状値 [R2]	目標値 [R7]	担当課
コミュニティ施設等整備事業（大谷地区中心施設整備）	地域基幹施設としての利用者増加（累積）	（大谷公民館） 10,249人 （R1）	74,000人	市民生活安心課
公共施設マネジメント推進事業	譲渡や除却等により縮減した施設延床面積	0㎡	7,327㎡	行政改革課
第2期 小山地区定住自立圏共生ビジョン策定・取組推進	圏域人口の累計社会増加数	555人 （R1.4～R2.3）	2,500人 （R2.4～R7.3）	総合政策課

(2) 防災・消防

1 防災訓練の充実

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 2-2, 3-1, 4-1

【危機管理課】

・本市で直接起こりうる災害及び被害を想定し、総合防災訓練等を継続して実施します。

主な取組	担当課	市	市民	企業
総合防災訓練	危機管理課	○	○	○
水防訓練	危機管理課	○	○	○
職員参集訓練	危機管理課	○		

2 防災計画の充実

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 1-1, 1-2, 1-3

【危機管理課】

・常に防災に係る情報収集に努めるとともに、適宜、防災関連計画について実効性の高い内容となる見直しを行い、非常時の対応力を強化していきます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
小山市地域防災計画の充実	危機管理課	○		
小山市水防計画の見直し事業	危機管理課	○		
小山市国民保護計画の充実	危機管理課	○		

3 火災予防に関する啓発活動

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 1-1

【予防課】

・消防OAシステムによる情報を活用し、査察を実施して十分な把握及び指導を行います。また、多数の者が集合する催しにおける火災予防に係る指導を実施していきます。

※消防OAシステム：消防関係図書を電子化した文書データとして保存し、消防本部内全ての端末において閲覧できるシステム。

主な取組	担当課	市	市民	企業
査察執行体制の強化	予防課	○		
多数の者が集合する催しに対する指導	予防課	○		
消防OAシステムによる情報共有	予防課	○		

4 消防施設等の整備

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 1-1, 2-2, 3-1, 4-1

【消防署】

- ・消防車両や器具及び、水利不足区域に消防水利を適正に配置することで、より強固な消防体制の確立並びに予防体制を充実し、各種災害の未然防止と被害の軽減に資することのできる体制を構築します。

【通信指令課】

- ・高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線を計画的に整備、維持管理することで、障害発生リスクを事前に回避でき、迅速で確実な指令及び災害現場活動隊との情報共有が図られるため、市民が安全に安心して生活できる指令管制業務を実施していきます。

※高機能消防指令センター：火災、救急、救助などの119番通報の受付、各隊への出動指令、消防救急デジタル無線による情報伝達、関係機関への情報提供などを行う。119番通報入電時には、地図検索装置で災害現場を特定し、災害種別に応じ自動で直近の出動車両を選定する機能が搭載されており、迅速で確実な指令管制業務が行える拠点施設です。

主な取組	担当課	市	市民	企業
消防車両・水害対応車両・器具整備事業	消防署	○		
消防水利整備事業	消防署	○		
消防防災拠点施設・水防活動拠点箇所の適正配置	消防署	○		
高機能消防指令センターの整備事業	通信指令課	○		
消防救急デジタル無線の整備事業	通信指令課	○		

5 地域の消防力の確保

主に対応するリスクシナリオ NO. 1-1, 2-2, 3-1

【消防総務課】

- ・大規模火災、災害においては、現有する消防力のみでは対応困難な場合もあることから、近隣消防との連携強化を図るとともに、消防団、消防本部がより密接な関係を構築することで、消防力を強化し、あらゆる災害に対応していきます。
- ・機能別消防団員制度導入により団員増が図られましたが、更なる団員確保を図るため、団員自らが作る消防団となるような運営とします。さらに、常に消防団と消防本部は「車の両輪」であるという意識を持ちつつ、各種災害対応マニュアル、安全管理マニュアルの策定、消防活動・水防活動の訓練実施を行っていきます。

【消防署】

- ・あらゆる災害に対応するため、将来を見据えた組織作りや、効果的かつ効率的な研修・シミュレーション訓練などにより、消防職員としての資質向上や技術の伝承を図ることで、全体的な消防力の強化につなげます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
大規模災害に対応した組織づくり	消防総務課	○	○	
消防団員教育訓練	消防総務課	○	○	
安全管理講習の推進	消防総務課	○	○	
消防団員任務分担編成の確立	消防総務課	○	○	
消防団員の確保	消防総務課	○	○	
消防職員教育訓練・資格取得拡充推進事業	消防署	○		
シミュレーション訓練の実施	消防署	○		

6 広域応援体制の整備

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 2-2, 3-1

【危機管理課】

- ・医薬品の確保や、長期となる場合の避難所の確保、協力自治体や災害ボランティア等の支援者の宿泊場所などの確保のため、より多様な分野の企業・団体等との協定締結を推進していきます。

【上下水道総務課】

- ・小山地区定住自立圏を形成する3市1町の水道担当者が、応急給水に関することや、その他水道事業全般について情報交換し、相互応援活動が行えるよう体制づくりを進めます。

【消防署】

- ・近隣消防機関との緊密な連携により消防力の広域強化を図るとともに、図上訓練やシミュレーション訓練を定期的に行い、各消防機関の共通認識を構築することで、更なる連携強化につないでいきます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
広域防災体制の連携強化	危機管理課	○		
大規模災害時における相互協力	危機管理課	○		
消防体制の連携強化	消防署	○		
災害時応援協定締結の拡大	危機管理課	○		○
近隣市町との広域応援体制の確立	危機管理課	○		
水道災害時相互応援活動の推進	上下水道総務課	○		

7 避難所整備

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 2-1, 2-4, 2-5, 3-1

【危機管理課】

- ・避難所に係る現状把握を的確に行い、必要な整備を進めます。また、訓練などを通じた避難所運営マニュアルの検証を行うなど、適宜必要な見直しを進めていきます。
- ・自主防災意識を高めることに努めるとともに、災害発生時に円滑な応急活動や避難・救護活動を実施する自主防災体制を構築します。また、これにより、避難所を自主運営できる体制作りを進めます。
- ・自治体や民間事業者等との協定締結を推進し、避難所運営に必要な物資・資機材を確保するとともに、避難者に必要なスペースを確保します。

主な取組	担当課	市	市民	企業
災害（地震・風水害）別に応じた避難所設定事業	危機管理課	○		
避難所整備事業	危機管理課	○	○	

8 物資・資機材等の備蓄

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 2-1, 2-4, 5-3

【危機管理課】[再掲]

- ・「備蓄推進5箇年計画」に基づき、被害予測に応じた品目・数量の備蓄を行うとともに、保管するための備蓄倉庫を整備していきます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
食糧及び生活必需品の備蓄整備	危機管理課	○	○	○
備蓄倉庫の整備	危機管理課	○		

■ 重要業績指標（KPI）

事業名	成果指標	現状値 [R2]	目標値 [R7]	担当課
消防水利整備事業	消防水利（消火栓及び防火水槽）設置数	2,988基	3,038基	消防署
消防団員の確保	実員／条例定数	93.9%	100%	消防総務課
応急手当講習の推進	年間受講者数	5,577人	5,800人	消防署
災害時応援協定締結の拡大	災害時応援協定締結の拡大（災害時応援協定締結数）	108件	120件	危機管理課

B. 住宅・都市・土地利用

(1) 住宅

① 住宅・建築物等の防火性向上・耐震化

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 1-1, 1-4

【建築指導課】

- ・国の住宅建築物安全ストック形成事業を活用し、住宅耐震対策助成事業等を実施することで、耐震化率の向上を目指し、震災に強い安全・安心なまちづくりを推進します。

【予防課】

- ・住宅火災の被害を軽減するため、住宅用火災警報器設置率向上を目指すとともに、電池切れ等の維持管理や住宅用消火器の設置について広報活動を通じて促していき、防火性の向上に努めます。

【公園緑地課】

- ・広報おやま、市ホームページ等を通して生垣設置費用助成制度の周知を図り、住宅火災時の延焼防止にも役立つ生垣の設置件数を増やしていきます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
住宅用火災警報器及び消火器の設置促進	予防課	○	○	
小山市木造住宅耐震対策助成事業（耐震改修・耐震建替え）	建築指導課	○	○	
小山市ブロック塀等安全対策助成事業	建築指導課	○	○	
生垣設置費用助成事業	公園緑地課	○	○	

② 老朽危険空き家等対策

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 1-1, 8-3

【建築指導課・シティプロモーション課】

- ・災害時の倒壊等被害防止のため、「小山市空家等対策計画」を基に、市内の老朽危険空き家等の所有者等に対する助言・指導、勧告、命令、行政代執行等の措置を適切に実施していきます。
- ・また、単に空家等を放置することなく、その活用可能性についても検討していくことが重要と考え、空き家バンク制度の活用を進めていきます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
老朽危険空き家等対策事業	建築指導課	○	○	
空き家バンク制度	シティプロモーション課	○	○	○
空家等対策計画策定事業（空き家の実態調査及び利活用等）	建築指導課	○	○	○
空き家バンク利用促進補助金制度	シティプロモーション課	○	○	

3 高齢者等住宅支援

主に対応するリスクシナリオ NO. 1-1, 4-1, 8-3

【福祉課・高齢生きがい課・建築課】

- ・災害時のみならず平常時においても生活できる、高齢者住宅建設・改修に係る普及啓発・支援を行うとともに、障がい者の住宅改修に係る支援を行います。

主な取組	担当課	市	市民	企業
高齢者向け住宅の普及啓発・供給促進	建築課 高齢生きがい課	○	○	○
高齢者の住宅改修の支援	高齢生きがい課	○	○	○
障害者の住宅改修の支援	福祉課	○		○

4 市営住宅の維持管理

主に対応するリスクシナリオ NO. 2-1, 8-3

【建築課】

- ・現在、すべての市営住宅において耐震基準を満たしていることから、今後は、「小山市公営住宅等長寿命化計画」に基づいた住宅の予防保全的な改修又は維持管理を実施し、安全で快適な居住環境の確保につなげます。
- ・高齢者等が自立した生活を維持するとともに、災害発生時には迅速な避難等の対応が出来るよう、市営住宅の高齢者対応改修を実施します。

主な取組	担当課	市	市民	企業
市営住宅長寿命化推進事業	建築課	○		
市営住宅高齢者対応改修事業	建築課	○		

■ 重要業績指標（KPI）

事業名	成果指標	現状値 [R2]	目標値 [R7]	担当課
小山市木造住宅耐震対策助成事業	木造住宅耐震対策助成戸数（耐震改修）	35戸	60戸	建築指導課
	木造住宅耐震対策助成戸数（耐震建替え）	0戸	40戸	建築指導課
小山市ブロック塀等安全対策助成事業	ブロック塀等安全対策助成戸数	16戸	120戸	建築指導課
市営住宅長寿命化推進事業	改修実績棟数	39棟	67棟	建築課

(2) 都 市

① 都市計画制度の運用

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 1-1, 1-2, 5-2, 6-3, 6-4

【都市計画課】

- ・都市計画マスタープラン並びに立地適正化計画に沿って計画的なまちづくりを進めていく上で、市民の安全・安心の確保は重要な目標のひとつであり、災害に直接関係してくる土地利用・道路・公園・上下水道・河川等について計画的方針のもと効果的整備を進めていきます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
都市計画マスタープラン等の活用	都市計画課	○		
都市計画土地利用調整調査事業	都市計画課	○		
小山市開発行為の許可基準に関する条例の活用	建築指導課	○	○	
時期に応じた適切な区域区分・用途地域の見直し	都市計画課	○		

② 地区まちづくりの推進

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 1-1, 6-4, 8-3

【都市計画課・まちづくり推進課】

- ・地区まちづくりは、単にハード整備のみならず、ソフト事業としての住民の一体感を確保することができ、災害時の地域対応が期待できます。
- ・地区まちづくりの推進とともに、地区計画制度を活用し、例えば建物間の間隔を一定以上確保することや、狭あいな道路の拡幅整備を推進することで、災害にも強いまちづくりを進めます。
- ・また、地域イベント開催や、ヒヤリハットマップの作成など、地域住民のコミュニティの強化を図るための取組についても支援していきます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
地区まちづくり推進事業	まちづくり推進課	○	○	○
地区計画策定事業	都市計画課	○	○	○

3 景観形成の推進

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 6-4

【都市計画課】

- ・これまでは、主に景観の観点から無電柱化を進めてきましたが、今後は、防災の観点から、ライフラインの確保とともに円滑な緊急移動・搬送に係る重要な路線についての整備を検討していきます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
景観形成に配慮した公共施設整備	都市計画課	○		
都市景観形成事業の推進	都市計画課	○	○	○

4 上水道施設の整備

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 2-5, 6-2

【上下水道総務課・上下水道施設課】

- ・水道ビジョンに基づき、老朽配水管の計画的な更新を行います。浄水場施設については、改築・更新事業に合わせて耐震化を実施いたします。
- ・羽川西浄水場は、平成27年9月関東・東北豪雨により浸水したことを踏まえ、排水強化対策を実施します。

主な取組	担当課	市	市民	企業
新設配水池整備事業	上下水道施設課	○		
配水管拡張事業	上下水道施設課	○		
老朽配水管更新事業	上下水道施設課	○		
羽川西浄水場浸水対策事業	上下水道施設課	○		
アセットマネジメント計画、長期財政計画の策定	上下水道総務課	○		

5 下水道施設の整備

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 2-5, 6-3

【上下水道総務課・上下水道施設課】

- ・小山市公共下水道ストックマネジメント計画に基づいた、施設の長寿命化に伴う改築・更新に合わせ耐震化を行います。
- ・下水道事業に係る業務継続計画（BCP）は、今後も定期的な改訂等を行い、円滑な運用を図ります。

主な取組	担当課	市	市民	企業
小山水処理センター改築事業	上下水道施設課	○		
小山市公共下水道ストックマネジメント計画事業	上下水道施設課	○		

6 公園等施設整備

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 2-1, 2-4, 8-4

【公園緑地課・建築課・生涯スポーツ課・危機管理課】

- ・公園・グラウンドは、災害時の避難場所や、復興に向けた応急仮設住宅の建設用地として重要なオープンスペースとなります。今後は、市街地における基準に基づいた公園確保を進めていきます。
- ・また、公園内建築物については、施設の耐震化や長寿命化を推進していきます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
間々田八幡公園整備事業	公園緑地課	○		
城山公園再生整備事業	まちづくり推進課	○		
小山総合公園整備事業	公園緑地課	○		
小山運動公園整備事業	公園緑地課	○		
街区公園整備事業	公園緑地課	○		
公園施設長寿命化対策支援事業	公園緑地課	○		
公園施設バリアフリー化整備事業	公園緑地課	○		

7 市街地再開発事業

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 1-1

【まちづくり推進課】

- ・ 中心市街地の老朽街区等を更新することで、災害時の安全性を確保する市街地再開発事業に関しては、中高層共同住宅等への建替え支援や、中心市街地の再開発事業により、建築物の耐震化や防災力の強化を図ります。
- ・ また、低未利用地の市街化更新を計画的に推進し、災害に強い街づくりを誘導します。
- ・ これらの総合力によって、人口増を促すとともに、地域防災力の強化が図れる基盤づくりを進めます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
城山町三丁目第二地区市街地再開発事業	まちづくり推進課	○		○
街なか居住推進のための支援策	まちづくり推進課	○	○	
小山駅東口周辺土地利用推進事業	まちづくり推進課	○		○

8 土地区画整理事業

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 1-1, 1-2, 5-2, 6-4

【市街地整備課】

- ・ 災害時に有効な一定の道路公園等が確保できる面的整備である土地区画整理事業について、効果的な事業の運営を図ります。
- ・ 事業効果が見込める地区の検討を行い、災害に強い市街地の形成を図ります。
- ・ 現在施行中の土地区画整理事業については、早期の完了を目指します。

【まちづくり推進課】

- ・ 面的整備を行わない地域の生活基盤施設の整備については、地区まちづくり制度の活用等を通して整備の方向性を見出していきます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
思川西部土地区画整理事業	市街地整備課	○	○	○
粟宮新都心第一土地区画整理事業	市街地整備課	○	○	○
旧KDDI社宅跡地開発（民間）	市街地整備課	○		○
区画整理完了地区土地利用促進事業	市街地整備課	○		
小山東部第一土地区画整理事業	市街地整備課	○	○	

■ 重要業績指標（KPI）

事業名	成果指標	現状値 [R2]	目標値 [R7]	担当課
地区まちづくり推進事業	まちづくり団体数	38団体	41団体	まちづくり推進課
	地区まちづくり構想の認定数	24件	28件	まちづくり推進課
地区計画策定事業	地域特性に応じた景観へ配慮した建築物の件数（地区計画の届出件数）	1,648件	2,150件	都市計画課
老朽配水管更新事業	老朽管（基幹管路）の布設替の割合	4.9%	17.0%	上下水道施設課
間々田八幡公園整備事業	間々田八幡公園利用者数	178人/日（平日） 404人/日（休日）	840人/日（平日） 1,060人/日（休日）	公園緑地課
城山（祇園城）公園再整備事業	城山公園利用者数	108人/日（平日） 189人/日（休日）	550人/日（平日） 700人/日（休日）	まちづくり推進課
街区公園整備事業	1人当たりの公園面積	8.90㎡/人	9.39㎡/人	公園緑地課
公園施設長寿命化対策支援事業	健全な公園施設の割合の増加	26.0%	50.0%	公園緑地課
公園施設バリアフリー化整備事業	バリアフリー化された公園施設の割合の増加	54.0%	93.0%	公園緑地課
城山町三丁目第二地区市街地再開発事業	市街地再開発事業による人口定着	15人	350人	まちづくり推進課
街なか居住推進のための支援策	街なか中高層共同住宅建設促進事業補助金を活用した定住人口	180人	240人	まちづくり推進課
小山駅東口周辺土地利用推進事業	小山駅直近の大規模低未利用地の面積	3.0ha	2.0ha	まちづくり推進課
土地区画整理事業	事業地内の供用面積	93.6ha	101.7ha	市街地整備課

(3) 土地利用

1 工業団地の整備

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 5-1, 5-2, 6-1, 7-2

【工業振興課】

- ・交通ネットワークの機能停止リスクに鑑み、今後も新4号国道等幹線道路沿線に戦略的な工業団地の整備を検討していきます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
戦略的工業団地整備事業	工業振興課	○		○
新4号国道沿線新規工業団地開発推進事業	工業振興課	○		○

2 地籍調査の推進

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 8-1, 8-4

【都市計画課】

- ・概ね5年ごとに都市計画の基礎調査として、人口規模、建築物の用途、宅地開発の状況等の現況を調査し、都市計画の策定とその整備を適切に遂行していきます。

【市街地整備課】

- ・平成19（2007）年度から地籍調査を市街地におけるまちづくりの機運の高い地区から実施していますが、今後は、調査地区の優先順位を決める際に、災害が発生し易く、発生した場合の住民への影響の大きさという観点も考慮しながら調査地区を決定していきます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
土地利用に関する基礎的調査	都市計画課	○		
地籍調査事業	市街地整備課	○		

3 土地利用の推進

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 1-1, 1-2, 6-4

【都市計画課・道路課】

- ・都市機能の維持のためのコンパクトシティとネットワークの形成といった観点から、土地利用を形成していきます。
- ・低未利用地の有効活用とともに生活環境の改善を図り、密集した既成市街地等において、緊急車両の通行を容易にするため、狭あいな道路の拡幅や面的整備の検討など都市基盤の整備を進めます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
小山市中心拠点地区都市再生整備計画事業	都市計画課	○		
大谷地区都市再生整備計画事業	都市計画課	○		
間々田地区都市再生整備計画事業	都市計画課	○		
城山町三丁目第二地区市街地再開発事業	まちづくり推進課	○		○
小山駅東口周辺土地利用推進事業	まちづくり推進課	○		○
思川駅周辺地区まちづくり推進事業	まちづくり推進課	○	○	○
乗宮新都心整備事業	市街地整備課	○		

C. 保健医療・福祉・教育

(1) 保健医療

① 子ども・妊産婦保健

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 2-1, 2-3, 2-4, 2-5, 4-1

【健康増進課】

- ・産科医療機関等と災害時の協力体制について検討していきます。
- ・妊産婦や乳児のいる家庭に対し、災害時の対応に関する啓発に取り組みます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
産科医療機関等との災害時の協力体制の構築	健康増進課	○		○
母子健康手帳交付時における災害時の対応に関する啓発 (パンフレット配布)	健康増進課	○	○	

2 救急医療体制の充実

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 2-2, 2-3, 4-1

- 【健康増進課】
- ・ 医師会等医療関係機関と緊密に連携し、災害時における初期医療体制及び後方医療体制等の整備等を推進します。
- 【健康増進課】
- ・ 関係機関と連携し、医療救護体制の整備・構築に努め、保健福祉職員を対象とした医療救護に関する研修（実動訓練等）を実施します。
- 【消防署】
- ・ 救急ステーションに登録してもAEDが使われなければ効果はないため、広報するとともに、未登録の事業所等へ積極的に説明し認定申請を促します。
 - ・ 救急車の適正利用について、救命講習会や救急フェア等の市民と直接ふれあう機会や、広報おやま、市ホームページ等の媒体を利用し啓発していきます。
 - ・ DMA Tや災害医療関係部署との協議や訓練を行い、受援体制の整備を行います。
- ※DMA T：災害急性期（災害発生 48 時間以内）に被災地において医療救護活動を行う災害派遣医療チーム。

主な取組	担当課	市	市民	企業
救急医療体制の充実強化（定住自立圏として救急医療体制の整備）	健康増進課	○		○
小山地区夜間休日急患診療所・休日急患歯科診療所	健康増進課	○		○
病院群輪番制病院運営事業及び設備整備事業	健康増進課	○		○
在宅当番医制事業	健康増進課	○		○
救急ステーション認定事業	消防署	○	○	○
救急車適正利用の啓発活動	消防署	○	○	○

3 地域医療の推進

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 2-3, 2-5

【健康増進課】

- ・災害等緊急時においても、安定的に医療サービスが受けられるために、身近なかかりつけ医制度を推進します。
- ・「小山市近郊地域医療連携協議会」「定住自立圏連携事業」と連携しつつ、事業の推進を図ります。
- ・新小山市市民病院を核としながら、地域医療のネットワークと連携強化を進めていきます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
かかりつけ医制度の推進	健康増進課	○	○	○
地域医療啓発事業（シンポジウムや啓発講演会等）	健康増進課	○	○	○
新小山市市民病院を核とした圏内医療機関との連携支援	健康増進課	○		○
「地域医療支援病院」の認可を受けた新小山市市民病院を核とした、地域完結型医療体制の整備充実	健康増進課	○		○
新小山市市民病院の地域中核病院として機能充実	健康増進課	○		○

4 小児医療体制の充実

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 2-3

【健康増進課】

- ・災害時における小児医療を効果的に進めるため、医師会等医療関係機関と連携し、初期医療体制及び後方医療体制等の整備等を推進します。

主な取組	担当課	市	市民	企業
周産期・小児医療体制の整備充実	健康増進課	○		○
小児救急医療支援事業の充実	健康増進課	○		○

5 保健医療・介護の連携

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 2-3, 2-5

【健康増進課・高齢生きがい課】

- ・災害時にも安心して適切に情報を得られるために、保健医療サービスの情報提供を進めます。
- また、要介護者の救済は重要であり、在宅医療、介護における連携を強化していきます。

【福祉課】

- ・災害時に、避難生活が困難な要配慮者が必要な生活支援が受けられる福祉避難所を円滑に開設できるように、社会福祉施設等との連携体制を整備します。

主な取組	担当課	市	市民	企業
保健・医療サービスの情報提供	健康増進課 高齢生きがい課	○		
在宅医療・介護の連携推進	高齢生きがい課 健康増進課	○		○

■ 重要業績指標（KPI）

事業名	成果指標	現状値 [R2]	目標値 [R7]	担当課
周産期・小児医療体制の整備充実	地域周産期医療機関数	0箇所	1箇所	健康増進課
地域医療推進事業	かかりつけ医普及率の増加	73.0% (R1)	80.0%	健康増進課

(2) 福 祉

① 高齢者福祉

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 2-1, 2-3, 2-5, 4-1

【高齢生きがい課】

- ・高齢者に対するサポート事業や施設整備を進めるとともに、災害時の情報伝達や避難行動等について、様々な機会を通じて広くきめ細やかに周知を図っていきます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
いきいきふれあい事業	高齢生きがい課	○	○	
介護予防体操普及事業（いきいき百歳体操普及事業）	高齢生きがい課	○	○	
高齢者サポートセンター運営事業	高齢生きがい課	○		
介護保険施設・居住系サービスの基盤整備	高齢生きがい課	○		○
特別養護老人ホーム等の施設整備事業	高齢生きがい課	○		○

② 障がい者福祉

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 2-1, 2-3, 4-1

【福祉課】

- ・災害発生時に、自分ひとりでは適切な判断や迅速な避難行動をとることが難しい障がい者の方向けに、災害サポート情報をまとめた「障がい者向け防災ガイドブック」を作成し、災害対応力を高めます。
- ・日中一時支援及び移動支援事業については、災害時において、迅速に対応することができるよう、事業者（法人等）との情報伝達が円滑に図られるネットワーク体制を整えていきます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
障がい者向け防災ガイドブックの作成	福祉課	○		
地域生活支援事業（日中一時支援、移動支援）の利用促進	福祉課	○		○

3 子育て支援

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 2-1, 2-3, 2-5

【健康増進課】

- ・妊娠、出産、子育て期に至る相談を一体的に行う母子健康包括支援センターを整備します。

【こども課】

- ・保育園（所）・認定こども園については、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用する施設であることから、災害時においても保育を必要とする保護者が安心して保育を利用できるよう、関係施設との連携体制強化を図ります。また、「保育所整備計画」や「小山市公共建築物長寿命化計画」に基づき、保育の受け皿となる保育施設の整備を計画的に行います。
- ・学童保育施設は、「小山市公共施設等総合管理計画」に基づき、複合化や民間施設活用等の適切な管理を行うとともに、救急救命講習や避難訓練等の防災対策を行い、災害発生時に事業者が児童の安全を守るため適切な対応が取れる体制とします。

主な取組	担当課	市	市民	企業
母子健康包括支援センター設置・運営	健康増進課	○		
認定こども園の計画的普及、移行支援	こども課	○		○
民設民営による保育所整備事業	こども課	○		○
放課後児童健全育成事業（学童保育専用施設の整備・運営推進）	こども課	○		○
児童センター事業	こども課	○		

4 生活困窮・貧困対策

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 2-1, 4-1, 8-3

【福祉課】

- ・災害時においても、要支援者の相談に迅速に対応することができるよう、平常時から関係機関等の連絡を密にし、支援に支障が生じない体制を整えていきます。

【子育て家庭支援課】

- ・災害・緊急時にも虐待を受けている子どもや貧困家庭の子どもを支援できるよう、子どもの居場所において物資の備蓄等体制を整備します。
- ・「小山市子どもの貧困撲滅5か年計画」の推進について随時確認するとともに、庁内はもとより関係機関と連携し様々な課題について対策を講じていきます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
要支援児童生活応援事業	子育て家庭支援課	○		
子どもの貧困撲滅対策事業（貧困状況にある家庭の早期発見、生活支援、教育支援、就労支援、経済的支援、支援体制の整備・充実）	子育て家庭支援課	○		
生活困窮者自立支援事業 など	福祉課	○		

■ 重要業績指標（KPI）

事業名	成果指標	現状値 [R2]	目標値 [R7]	担当課
高齢者サポートセンター運営事業	高齢者サポートセンターを知っている人の割合	57.1%	87.5%	高齢生きがい課
特別養護老人ホーム等の施設整備事業	入所待機者数	46人	0人	高齢生きがい課
認知症施策の推進	認知症に関する相談窓口を知っている人の割合	26.2%	57.1%	高齢生きがい課
子どもの貧困撲滅対策事業	計画の実施により目標値を達成した指標数（全44指標）	10	35	子育て家庭支援課

(3) 教育

① 文化スポーツ施設整備

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 2-1, 2-4, 4-1

【文化振興課】

- ・文化センターについては、耐震補強を含む大規模改修、あるいは、民間活力の導入による建て替えとするか等を総合的に鑑み、効果的方向を検討していきます。

【生涯スポーツ課】

- ・市立体育館建設については、令和4（2022）年の国体開催に向けてPFI（民間資金等活用）手法により整備を進め、令和3（2021）年7月に供用開始し、市のスポーツ拠点施設として、市民の生涯スポーツを推進していきます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
市立体育館運営事業	生涯スポーツ課	○		
（仮称）とちぎフットボールセンター整備事業	生涯スポーツ課	○		
文化センターの改修	文化振興課	○		

② 文化財保護等

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 3-1, 8-3

【文化振興課】

- ・文化財施設においては、その保全と災害時対応について総合的な対応を進めます。
- ・琵琶塚・摩利支天塚古墳、寺野東遺跡、祇園城跡及び小山御殿広場については、危険個所の把握・改修、被災状況の確認、被災時の来園者の安全確保、被災後の復旧計画について検討していきます。
- ・今後、指定文化財に係る具体的災害時課題を更に洗い出し、より具体的にその対応策を検討していきます。

【文化振興課（博物館）】

- ・災害時における貴重な文化財・資料の保護・保全のために必要な各施設の改修や収蔵スペースの確保等を検討していきます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
国史跡寺野東遺跡の活用推進	文化振興課	○		
国史跡琵琶塚・摩利支天塚古墳整備事業	文化振興課	○		
国史跡祇園城跡整備事業と小山御殿広場を中心とした活用の推進	文化振興課	○		
指定文化財の保存と活用	文化振興課	○		
資料収蔵施設の確保とデータベース化の推進	文化振興課	○		

3 学校教育・施設等整備

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 2-1, 2-4, 8-3

【教育総務課】

- ・学校施設は児童生徒等が多く時間を過ごす活動の場であり、災害時には避難所としての役割も果たすことから、新築又は改築する施設については十分な安全性の確保に努めます。
- ・校舎内のトイレ洋式化工事が終了後、災害時の避難所として利用する体育館トイレを順次洋式化整備をしていきます。
- ・各学校施設の効率的な維持管理を推進するため、令和2（2020）年3月に「小山市学校施設長寿命化計画」を策定しました。今後は計画に基づいて改修等を進めることで、安全・安心な学校施設づくりに努めます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）事業	教育総務課	○	○	
小中一貫教育推進事業	教育総務課	○		
豊田中学区小中一貫校推進事業	教育総務課	○		
小中学校トイレ改修事業	教育総務課	○		
学校施設長寿命化推進事業	教育総務課	○		

4 児童生徒の安全対策

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 2-1, 4-1

<p>【市民生活安心課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害が発生した際の連絡手段が断たれることが懸念されるため、交通指導員連絡協議会と市が連携して、小学生等の登下校時等に対する非常時の対応策を策定します。 <p>【教育総務課・学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の防災意識を高めるために防災教育の充実を図るとともに、教職員の対応についても、関係機関と連携し、万全の対策を講じていきます。 ・児童生徒がいざという時に自分で自分を守る意識を高め、自らの確な対応ができるよう具体的な指導を重ねていきます。 <p>【教育総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校から要望のあった通学路の危険箇所については、「通学路改善対策一覧」として取りまとめ、学校や地域関係者等に公表し、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図っていきます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
携帯型防犯ブザー貸与事業	教育総務課	○		
通学路の交通安全の確保に向けた取組事業	教育総務課	○		
スクールガード・リーダー配置事業	教育総務課	○	○	
児童生徒安全対策事業	教育総務課	○	○	
通学路整備事業	道路課	○		
交通指導員設置	市民生活安心課	○	○	
小山市子どもの安全を守る14の取組	市民生活安心課	○	○	○
小中学校AED整備事業	学校教育課	○		
災害時対応教育支援事業	学校教育課	○		

■ 重要業績指標 (KPI)

事業名	成果指標	現状値 [R2]	目標値 [R7]	担当課
屋内市立体育施設整備	施設数	2箇所	3箇所	生涯スポーツ課
学校適正配置等及び小中一貫校推進事業	学校適正配置推進等により縮減した施設延床面積	0㎡	4,898㎡	教育総務課
豊田中学区小中一貫校推進事業	学校施設数	2校 ※豊田南小学校・豊田北小学校	1校 ※小中一貫校となる新設小学校	教育総務課
国史跡琵琶塚・摩利支天塚古墳整備事業	摩利支天塚・琵琶塚古墳資料館来館者数(累計)	21,292人	70,000人	文化振興課

D. 産業・農業・エネルギー

(1) 産 業

① 工業・企業誘致

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 5-1, 5-2, 7-2

【工業振興課】

- ・首都機能に甚大な被害を生じる災害が発生した場合でも事業継続が担保されるよう、東京圏企業の工場や事業所、本社機能等の移転促進に向けた取組を実施していきます。
- ・各事業所において、災害時における事業活動の継続に必要な非常用電源の確保や事業継続計画（BCP）策定を促進します。

主な取組	担当課	市	市民	企業
新4号国道沿線の工業団地開発に関する連携推進	工業振興課	○		○
工業団地開発推進事業	工業振興課	○		○
企業誘致計画策定事業	工業振興課	○		○
事業継続計画（BCP）策定推進	工業振興課	○		○
本社機能移転補助金交付事業	工業振興課	○		○
企業立地促進事業と周知・PR	工業振興課	○		○

② 商業・観光振興

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 5-1

【商業観光課】

- ・突発的な自然災害等に備え、多数に及ぶイベント等での来場者の避難経路確保と、速やかな避難誘導體制の更なる整備を図っていきます。

【自然共生課・治水対策課】

- ・渡良瀬遊水地周辺の振興については、地域を水害等から守るため治水機能を最優先とした第2調節池のエコミュージアム化を推進していきます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
中心市街地活性化イベント事業	商業観光課	○	○	○
渡良瀬遊水地観光地化推進5カ年計画推進事業	自然共生課	○		
渡良瀬遊水地エコミュージアム化事業	治水対策課	○	○	

■ 重要業績指標（KPI）

事業名	成果指標	現状値 [R2]	目標値 [R7]	担当課
新規工業団地開発推進事業	新規雇用者数（累計）	52人	400人	工業振興課

(2) 農 業

1 農業生産基盤等の災害対応力の強化

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 1-2, 5-3, 7-3

【農村整備課】

- ・災害発生後にいち早く復旧復興に資するため、老朽化した農業用排水施設の整備や、農地の大区画等を行うほ場整備等の農業農村整備事業の推進や、地域ぐるみの共同活動による農業用排水施設の保全管理を推進します。
- ・また、田園地帯における治水対策のひとつとして田んぼダムの取組を進めるとともに、豊穂川、杣井木川流域排水強化対策の一環として推進します。

【農政課】

- ・災害時には特に発生が懸念される家畜伝染病対策として、隣接市町と定期的に意見交換・情報交換を実施し、迅速な拡大防止に努めます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
農地集積を推進する受益者負担のない大区画化、ほ場整備事業の促進	農村整備課	○		
農道整備事業	農村整備課	○		
多面的機能支払交付金事業	農村整備課	○	○	
畜産防疫情報の交換・連携	農政課	○		

■ 重要業績指標（KPI）

事業名	成果指標	現状値 [R2]	目標値 [R7]	担当課
経営体育成基盤整備事業	経営体育成基盤整備事業の整備面積	393.9ha	477.5ha	農村整備課
栃木南部地区国営土地改良事業	栃木南部地区国営土地改良事業の事業進捗率	49.9%	100%	農村整備課
	排水機場の整備箇所数	1箇所	2箇所	農村整備課
農道整備事業	基盤整備による道路の整備距離	30.03km	32.60km	農村整備課
多面的機能支払交付金事業	市内全体の農振農用地面積に対して、多面的機能の維持・発揮に取り組む組織の活動対象農用地面積の割合の増加	84.3%	90.0%	農村整備課

(3) エネルギー

① エネルギーの安定供給

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 6-1

【環境課】

- ・ライフラインの確保に資するエネルギーの自給自足に向けて、蓄電池やコージェネレーション機器等の有効利用の浸透を図ります。

主な取組	担当課	市	市民	企業
地球温暖化対策推進計画の拡充	環境課	○	○	○

② ライフラインの災害対応力の強化

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 4-1, 6-1

【危機管理課・上下水道総務課・上下水道施設課】

- ・災害発生時のライフラインの損傷は、発生時の住民等の生活に大きな影響を及ぼすため、その機能を維持・確保や早期復旧を図るため、関係機関と連携しながら災害に対する対応力を強化していきます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
電気・ガス・上下水道などのライフライン関係機関のネットワークの形成及び、それらと連携した、災害対策上重要な設備の耐震化推進	危機管理課 上下水道総務課 上下水道施設課	○		○

E. 情報通信・交通・物流

(1) 情報通信

① 市民等への情報発信

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 1-4, 4-1, 8-3

【シティプロモーション課】

- ・災害情報の提供については、コミュニティFM「おーラジ」・行政テレビを活用して、必要とする情報を適切に提供していきます。
- ・SNS（フェイスブック等）での情報発信については、市ホームページと同じ内容とします。

【市民生活安心課】

- ・災害時には地域毎に個別に避難・誘導情報等を発信し、情報過多による混乱の発生を抑制する体制づくりに努めます。

【国際政策課】

- ・外国人居住者等への災害情報提供のため、やさしい日本語や外国語による数多くの伝達手段の確保に努めます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
広報おやまの内容充実、市ホームページの充実	シティプロモーション課	○		
SNS等の活用	シティプロモーション課	○	○	○
行政テレビ	シティプロモーション課	○	○	○
コミュニティFM「おーラジ」の活用	シティプロモーション課	○	○	○
外国人への情報提供の充実	国際政策課	○	○	○
小山市安全安心情報配信事業	市民生活安心課	○	○	○

2 災害情報の伝達

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 4-1, 8-3

【危機管理課】

- ・住民に直接・同時に防災情報を伝える「同報系防災行政無線」の子局増設計画の策定や防災ラジオの普及啓発等に取り組みます。
- ・災害情報連絡網・連絡体制の整備を行い、伝達時間の短縮を図ります。

【シティプロモーション課・危機管理課】

- ・大規模災害情報の提供については、コミュニティFM「おーラジ」・行政テレビを活用して、必要とする情報を適切に提供していきます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
防災情報伝達手段の改良・整備	危機管理課	○		
拡声器付災害情報伝達システムの改良	危機管理課	○		
MCA無線機の整備	危機管理課	○		
テレビ小山L字放送・安全安心情報メール・緊急速報メール・コミュニティFM「おーラジ」の活用	危機管理課 市民生活安心課 シティプロモーション課	○	○	○
Jアラート運用の推進	危機管理課	○		
防災・災害情報の共有・迅速な提供のための市ホームページの充実	シティプロモーション課 危機管理課	○		
自治会・自主防災組織への電話連絡	危機管理課 市民生活安心課	○	○	

3 電源の確保

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 4-1

【危機管理課】

- ・災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報共有等を図るため、安定的電源確保に資する取組を進めます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
通信事業者、放送事業者等の関係機関が設置している発電機の老朽化対策の促進	危機管理課	○		○

■ 重要業績指標（KPI）

事業名	成果指標	現状値 [R2]	目標値 [R7]	担当課
外国人への情報提供の充実	外国人相談員の増員	3人	5人	国際政策課
	相談人数の増加	2,700人/年	3,000人/年	国際政策課

(2) 交通・物流

1 緊急輸送体制の整備

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 2-1, 5-2, 6-4

【道路課・都市計画課】

- ・緊急搬送の根幹となる主要幹線道路の整備については、国、県との連携を密にして進めていきます。
- ・都市の骨格となる都市計画道路や隣接市町との連携強化の都市間連絡道路など、非常時の緊急輸送のためにも重要となる主要な幹線道路の検討・整備を進めます。
- ・県道の整備促進については、隣接市町間との整備促進協議会及び地元自治会等で組織されている整備促進期成同盟会とも連携し、積極的に県へ要望していきます。また、各市町間の道路整備促進については、協議を定期的に行い、更に連携した整備が行われるようにしていきます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
都市計画道路 3・4・101 城東線道路改良事業	道路課	○		
小山外環状線道路整備推進事業	都市計画課	○		
幹線道路（国道・県道）の整備促進要望	都市計画課	○		
各市町間道路整備促進協議会の開催（栃木市、下野市、野木町、結城市）及び周辺市町間道路整備の促進	都市計画課 道路課	○		

2 道路の防災・減災対策及び耐震化

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 2-1, 2-3, 5-2, 6-4, 8-2

【道路課】

- ・重要な路線を選定し、計画的に長寿命化を推進するとともに、橋梁の耐震化を推進します。
- ・既存排水施設の改良を推進し、浸水被害の解消を図ります。

主な取組	担当課	市	市民	企業
幹線道路（市道）整備事業				
（市）201号線 立木工区 全体事業費：440百万円 完了予定：令和5（2023）年度				
（市）7号線 黒本・島田工区 全体事業費：416百万円 完了予定：令和3（2021）年度				
（市）34号線 東野田工区 全体事業費：290百万円 完了予定：令和5（2023）年度				
（市）263号線 東野田工区 全体事業費：200百万円 完了予定：令和6（2024）年度				
（市）30号線 神鳥谷・東野田工区 全体事業費：800百万円 完了予定：令和12（2030）年度	道路課	○		
（市）7号線 小宅工区 全体事業費：60百万円 完了予定：令和5（2023）年度				
（市）7号線 島田・立木工区 全体事業費：660百万円 完了予定：令和12（2030）年度				
（市）4503号線ほか 迫間田工区 全体事業費：210百万円 完了予定：令和8（2026）年度				
（市）9号線 南半田工区ほか 全体事業費：2,000百万円 完了予定：令和16（2034）年度				
（市）1110号線 松沼工区 全体事業費：200百万円 完了予定：令和8（2026）年度				
一般市道改良事業	道路課	○		
市道修繕事業	道路課	○		
橋梁長寿命化修繕事業				
（市）1239号線 新田橋 全体事業費：263百万円 完了予定：令和6（2024）年度	道路課	○		
市内排水対策事業	道路課	○		

3 復旧・復興等を担う人材の確保

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 8-2

【治水対策課】

- ・災害後の道路等の復旧・復興を速やかに進められるよう、小山建設業協同組合等との連携を推進し、相互の復旧・復興体制の構築に努めます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
小山建設業協同組合等との連携推進と相互の復旧・復興体制の構築	治水対策課	○		○

4 自転車活用の推進

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 6-4

【道路課・都市計画課】

- ・自転車を災害時の代替交通機関としての利用を検討するとともに、自転車利用者の交通ネットワークを強化するため、県と協議を進め、自転車ルート等の整備を推進します。

主な取組	担当課	市	市民	企業
小山市自転車道整備推進事業	道路課	○		
サイクリングコースの整備、レンタサイクル事業の実施	都市計画課 商業観光課	○	○	

5 地域交通環境の整備

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 5-2, 6-4

【都市計画課】

- ・高齢者人口が増加する中で、コミュニティバス等による公共交通の充実を図り、交通弱者に配慮した地域交通環境の整備を進めます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
コミュニティバス事業	都市計画課	○		
コミュニティバス、デマンド交通の連携強化	都市計画課	○		
交通バリアフリー化推進事業	都市計画課	○		○
小山市まちづくり総合交通戦略の推進	都市計画課	○		
パーク・サイクル&バスライドの整備	都市計画課	○		

6 地域交通拠点の整備

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 6-4

【都市計画課】
 ・地域における公共交通ネットワークの強化のために、鉄道新駅や市域隅々までサービスできるコミュニティバスルート、停留所、デマンドバス等の整備を検討していきます。

【市民生活安心課】
 ・災害時には自転車の利用増加が想定されることから、駅東公共駐輪場の自由通路付近の混雑を緩和させるため、JR水戸線沿いの駐輪場の利用促進策を検討するとともに、一時利用者用ラックの増設を図ります。

主な取組	担当課	市	市民	企業
駅前広場等の改善・整備	都市計画課	○		○
地域交通拠点の整備検討	都市計画課	○		○
公共駐車場・駐輪場の利用促進	市民生活安心課	○		

■ 重要業績指標（KPI）

事業名	成果指標	現状値 [R2]	目標値 [R7]	担当課
都市計画道路3・4・101 城東線道路改良事業	利便性の向上や安全で快適な歩行者空間整備の事業進捗率	55.0%	100%	道路課
小山外環状線道路整備推進事業	環状線の整備率（整備延長／総延長）	30.0%	40.0%	都市計画課
	国道50号の混雑度[全国道路・街路交通情勢調査]（実測交通量／設計交通量）	1.2	1.0未満	都市計画課
コミュニティバス事業	コミュニティバスの利用者数[計画14路線5エリア]（1日の利用者数）	2,049人（R1）	2,700人	都市計画課
	コミュニティバスの収支率[路線バス計画14路線]（運行収入／運行経費）	41.0%（R1）	45.0%	都市計画課
	デマンドバス、互助輸送年間利用者数（1年間の利用者数）	10,437人（R1）	12,000人	都市計画課
交通バリアフリー化推進事業	歩行者の誰もが安心して円滑に移動できる市道（特定道路）の整備延長	4.1km（R1）	5.0km	都市計画課

F. 国土保全・環境

(1) 国土保全

① 総合的な治水対策

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 1-2, 7-1

【治水対策課】

- ・近年は局地的な想定以上の豪雨が頻発していることから、河川の掘削や浚渫（しゅんせつ）、堤防の強化について国・県に積極的に働きかけていきます。
- ・豊穂川の排水強化対策については、交付金を活用して早期整備を目指します。杣井木川の排水強化対策は、県事業とともに市事業を進めていきます。

【農村整備課】

- ・国営かんがい排水事業「栃木南部地区」により、思川西部の農地の湛水被害の軽減を図ります。
- ・豊穂川、杣井木川流域における排水強化対策のひとつとして、田んぼダムの取組を推進します。

【上下水道施設課】

- ・小山市排水強化対策に基づき、社会資本整備総合交付金を活用し、雨水ポンプ場、調整池、管渠（かんきょ）の段階的な整備を行います。

【危機管理課】

- ・河川氾濫等の発生可能性について、常に的確な状況把握に努め、訓練などを通じて検証を行い、非常時の対応力を強化していきます。

【治水対策課・道路課】

- ・洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ等の有効活用を推進します。

主な取組	担当課	市	市民	企業
豊穂川（川西町・思水ヶ丘・御殿町・大行寺）排水強化対策事業	治水対策課 上下水道施設課 農村整備課	○		
杣井木川（押切・中里・下泉）排水強化対策事業	治水対策課 農村整備課	○		
国営かんがい排水事業「栃木南部地区」の促進	農村整備課	○		
多面的機能支払交付金事業	農村整備課	○	○	
公共下水道事業（雨水）	上下水道施設課	○		
洪水ハザードマップの有効活用	治水対策課	○	○	○
土砂災害ハザードマップの有効活用	道路課	○	○	○

2 河川・土砂災害対策

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 1-3, 7-1, 7-3

【農村整備課】

- ・国のため池100選でもある大沼について、施設管理者と連携し、維持管理体制の強化を図り、二次災害の発生を防止します。

【農政課】

- ・平地林は、一定の保水機能を有するとともに、土砂崩れの防止にも貢献するものであり、適切な管理による健全な平地林の維持に努めます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
大沼整備事業	農村整備課	○		
平地林保全推進事業	農政課	○	○	○

■ 重要業績指標（KPI）

事業名	成果指標	現状値 [R2]	目標値 [R7]	担当課
豊穂川流域排水強化対策事業	流域の床上浸水被害戸数（計画対象降雨時）	223戸	0戸	治水対策課
杉井木川流域排水強化対策事業	流域の床上浸水被害戸数（計画対象降雨時）	28戸	0戸	治水対策課
小山市防災広場（防災ヤード）整備事業	国及び県事業の整備事業	0箇所	2箇所	治水対策課
栃木南部地区国営土地改良事業	栃木南部地区国営土地改良事業の進捗率	49.9%	100%	農村整備課
公共下水道事業 大行寺排水区（雨水）整備事業	市街化区域の浸水面積（計画対象降雨時）	14ha	0ha	上下水道施設課
小山水処理センター施設改築事業	事業進捗率（実績事業費／計画事業費）	57.5%	100%	上下水道施設課

(2) 環境

1 災害廃棄物処理体制の整備

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 7-2, 8-1

【環境課】

- ・災害発生時には災害廃棄物が大量に発生することから、災害廃棄物処理計画に基づき、平常時から処理体制の整備を進めます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
廃棄物減量化推進事業	環境課	○	○	○
最終処分場の確保検討	環境課	○		
エネルギー回収施設（ごみ処理施設）建設	環境課	○		
3Rの推進	環境課	○	○	○
不法投棄監視体制の強化	環境課	○	○	○

2 下水処理施設の整備

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 2-5, 6-3

【環境課】

- ・災害時における感染症等予防のため、公共下水道等の整備区域外において浄化槽の普及を推進します。

【上下水道施設課】

- ・農業集落排水汚水処理施設等の機能を保全するため、予防保全型の施設管理や長寿命化、施設の統廃合を図るために策定した最適整備構想に基づいた適切な改築、改修、補修等を行い、被害を受けた場合の早期復旧に努めます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
農業集落排水事業	上下水道施設課	○	○	
浄化槽設置整備事業	環境課	○	○	
小山広域クリーンセンター運営事業	環境課	○		

3 環境保全対策

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 7-2, 8-1

【環境課】

- ・災害時には有害化学物質が保管する企業等から流出することが懸念されることから、企業等への指導とともに、市民への環境リスクにかかる啓発を行います。

主な取組	担当課	市	市民	企業
環境監視計画の実施、年次報告書の公表	環境課	○		
環境基本計画推進事業	環境課	○		○
公害等苦情相談事業	環境課	○		○

4 感染症予防対策

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 2-5, 6-3

【健康増進課・環境課】

- ・避難場所、被災地区での感染症や食中毒の発生や蔓延防止のため、平常時から感染症等の予防とともに対応体制を充実させていきます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
予防接種や消毒、害虫駆除を行う体制整備	健康増進課 環境課	○	○	○

G. 地域防災

(1) 地域防災

① 地域防災力の向上

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 8-3

【危機管理課】

- ・災害に対応するため、自主防災会の設立を促進するとともに、防災リーダー研修会や防災士養成講座を通して自主防災リーダーの育成に努め、避難所の運営について、自主防災会と連携し、地域で自主運営できるようになることを目指します。
- ・また、既に設立された自主防災会には、各地域独自の取組（初期対応の強化、自主防災会同士との連携）を情報提供していきます。
- ・地区単位で市民自ら防災対応にあたるための自主防災組織の拡充に努めるとともに、地域の実情を取り入れた災害時に行動を行える体制・システムづくりを進めます。

【市民生活安心課】

- ・災害時に地域コミュニティとしても十分に機能するため、平成26（2014）年度に締結した、小山市自治会連合会、栃木県宅地建物取引業協会県南支部、本市の3者による自治会への加入促進に関する協定に基づき、今後も更なる自治会加入促進のPRを図ります。
- ・何より、住民の自主性・主体性を尊重しながら、世代間交流の活性化やコミュニティの組織づくり・体制づくりに努めます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
自治会加入の推進、自治会活動の活性化	市民生活安心課	○	○	○
自主防災会の設立・拡大強化	危機管理課	○	○	
自主防災リーダー養成事業	危機管理課	○	○	
自主防災会の災害対策行動マニュアルの策定事業	危機管理課	○	○	
自主防災会との連絡体制の充実	危機管理課	○	○	

2 防災意識の高揚、防災教育の実施

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 4-1

【生涯学習課】

- ・おやま・まちづくり出前講座について、広報おやま、パンフレット、市ホームページ等で周知し、開催回数及び受講者の増加を図ります。
- ・特に、防災に関する13の講座があることから、これらを積極的に活用させることで防災意識の高揚を図っていきます。

【危機管理課】

- ・防災ガイドブックは、災害時の行動や日頃の備え、災害後の対処法などを、「いつでも・どこでも・誰でも」を基本に示し、家族や学校、職場などで話し合う際の手引きとなるものを作成し周知していきます。

【予防課】

- ・事業所や地域の防火意識を高めていくとともに、火災予防の重要性を周知し、出火防止を図ります。

【教育総務課・学校教育課】

- ・児童生徒がいざという時に、自ら危機回避ができる能力を高められるよう、今後も防災教育の充実に努めていきます。
- ・児童生徒一人ひとりが、様々な危機について学び、災害について正しい理解を深めるとともに、危機意識を高めていけるよう努めていきます。

【治水対策課】

- ・より効果的な避難行動に直結するよう、市民が活用しやすい「小山市洪水ハザードマップ」を改訂・配布し、市ホームページの「おやまわが街ガイドブック」を活用して、市民の防災意識の高揚に努めていきます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
防災教育セミナー	教育総務課	○	○	
防災教育支援事業	学校教育課	○	○	
おやま・まちづくり出前講座	生涯学習課	○	○	○
防災ガイドブックの見直し・充実	危機管理課	○	○	○
小山市洪水ハザードマップの改訂	治水対策課	○	○	○
防火意識の高揚及び防火組織の強化促進事業	予防課	○	○	○

■ 重要業績指標（KPI）

事業名	成果指標	現状値 [R2]	目標値 [R7]	担当課
自主防災会の設立・拡大強化	自主防災会設立拡大 （世帯数における自主 防災会カバー率）	60.2%	65.0%	危機管理課
自主防災リーダー養成 事業	防災リーダー研修会及 び防災士養成講座を通 じた地域の防災リーダ ーの育成（防災リーダ ー数）	845人	1,100人	危機管理課

(2) 地域防犯

1 防犯体制の充実強化

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 4-1, 8-3

【市民生活安心課】

- ・ 日常の犯罪抑止並びに災害時に安全な避難ができるよう、ソーラー型防犯灯等の設置検討を進めるとともに、地域を住民自ら守るという意識のもと全地区において自主防犯パトロール団体等の拡充を図ります。
- ・ また、警察、防犯協会と連携しつつ、緊急的な防犯・災害時の対応について研修会等様々な機会を通じて周知していきます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
地域防犯灯整備事業	市民生活安心課	○	○	
防犯カメラ設置事業	市民生活安心課	○	○	○
自主防犯パトロール団体の育成・指導	市民生活安心課	○	○	
警察・防犯協会等との連携強化	市民生活安心課	○	○	○

(3) 地域福祉

① 高齢者等生活支援

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 2-1, 2-3, 4-1, 8-3

【高齢生きがい課】

- ・ 平常時から災害発生時の情報伝達ルート、また避難行動等についてボランティアとの共通認識のもと様々な機会を通じて高齢者自身の意識・理解を高めていきます。

【福祉課】

- ・ 災害時における高齢者対策の一環として、民生委員の意識高揚を図りつつ、友愛訪問、相談及び関係機関への連絡調整・支援を充実していきます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
介護ボランティア支援事業	高齢生きがい課	○	○	
認知症サポーター養成講座	高齢生きがい課	○	○	
手話通訳者等養成講習会	福祉課	○	○	
高齢者と地域をつなぐ仕組みづくり	高齢生きがい課	○	○	○
社会福祉協議会との連携強化	福祉課 高齢生きがい課	○	○	○
民生委員・児童委員	福祉課	○	○	
高齢者見守り訪問事業	高齢生きがい課	○	○	○

② 避難行動要配慮者対策

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 2-1, 2-3, 4-1, 8-3

【福祉課】

- ・ 災害時に迅速に対応できるよう、関係各課や関係団体の役割・連携協力等について再確認しつつ、「小山市災害時要配慮者対応マニュアル」を改訂します。

【社会福祉協議会】

- ・ 関係団体・機関と定期的な情報交換を行い、災害時の連携体制づくりに努めます。また、災害をテーマとした研修会等を開催し、災害弱者に対する理解を深め、地域で助け合う意識づくりを推進します。

主な取組	担当課	市	市民	企業
避難行動要支援者支援事業	福祉課	○	○	
要配慮者支援に係る災害時の支援体制の組織づくり	福祉課	○	○	○
要配慮者の避難体制の整備	福祉課	○	○	○
災害時に備えた地域のネットワークづくり	社会福祉協議会	○	○	○

(4) 地域活動

1 市民活動・ボランティア活動体制の強化

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 4-1

【社会福祉協議会】

- ・災害ボランティアセンターの活動の研究や設置・運営訓練を実施し、災害に備えるとともに、非常時に必要な福祉サービスが欠けることなく適切に提供できるよう努めます。

【市民生活安心課】

- ・市民活動センター（まちなか交流センター「おやまーる」内）において、市民の市民活動やボランティア活動への参加の理解と啓発を図るとともに、災害ボランティア講座等によるボランティア活動への支援を強化します。

【国際政策課】

- ・国際交流協会等を通して、通訳・翻訳ボランティアの人材発掘に努め、災害対応力を強化します。

主な取組	担当課	市	市民	企業
災害ボランティアセンターや災害時の事業継続体制の整備	社会福祉協議会	○	○	
市民活動・ボランティア活動のPR・情報発信事業	市民生活安心課	○	○	
市民活動センター活性化事業	市民生活安心課	○	○	
ボランティア・NPO等の活動・運営支援	市民生活安心課	○	○	
ボランティアコーディネート事業	市民生活安心課	○	○	
通訳・翻訳ボランティア登録受付	国際政策課	○	○	

2 多文化共生・国際交流

▶ 主に対応するリスクシナリオ NO. 4-1, 8-3

【国際政策課】

- ・災害時における外国人対応の一環として、緊急時における国際交流協会の役割意識を高めつつ、様々な交流事業を通じ外国人と危機意識を共有していきます。

主な取組	担当課	市	市民	企業
多文化共生	国際政策課	○	○	○
市民国際交流の推進	国際政策課	○	○	○

■ 重要業績指標（KPI）

事業名	成果指標	現状値 [R2]	目標値 [R7]	担当課
生活支援体制整備事業	見守り・支えあいに取り組んでいる自治会数	60自治会	257自治会	高齢 生きがい課
避難行動要支援者の登録	避難行動要支援同意者 名簿への登録者数	1,828人	2,500人	福祉課
ボランティアコーディネート事業	ボランティアの連携の 推進（コーディネート 件数）	265件	300件	市民生活 安心課
国際交流・国際協力への 市民参加促進	国際交流事業に参加して いる市民の数	2,500人	3,000人	国際政策課

※ 本計画は令和3（2021）年3月に策定されたものですが、本市の行政組織の名称については令和3（2021）年4月1日付けで実施する組織改編後の名称で表示しております。

5-1 優先的に取り組む施策

本計画では、「市民と行政が連携し、市民一人ひとりが災害への対応力を高めるまちおやま」を基本理念に、各施策を基に取組を構築しました。

しかし、より安全・安心な小山づくりを推進するためには、優先的に取り組む施策を明確化し、重点的に推進していく必要があります。

本計画における優先的に取り組む施策については、計画の基本目標の一つである「市民の生命の保護が最大限図られること」を基調とし、「脆弱性評価」で設定したリスクシナリオの事前に備えるべき目標の1から4までを対象とし、以下のように11のリスクシナリオを回避するための施策について優先的に取り組むこととします。

■ 優先的に取り組む施策抽出に係るリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		優先的に取り組むリスクシナリオ	
1	人命の保護が最大限図られること	1-1	建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）	1-2	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な土砂災害・陥没等による多数の死傷者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保すること	1-4	暴風雨等に伴う多数の死傷者の発生
4	必要不可欠な情報通信機能は確保すること	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
5	経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと	2-2	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
6	生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生・混乱
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生や劣悪な避難生活環境等による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
7	制御不能な二次災害を発生させないこと	3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止による情報の収集・伝達ができない事態

「優先的に取り組む施策抽出に係るリスクシナリオ」に対応する「施策分野ごとの推進方針」は、以下のように整理されます。

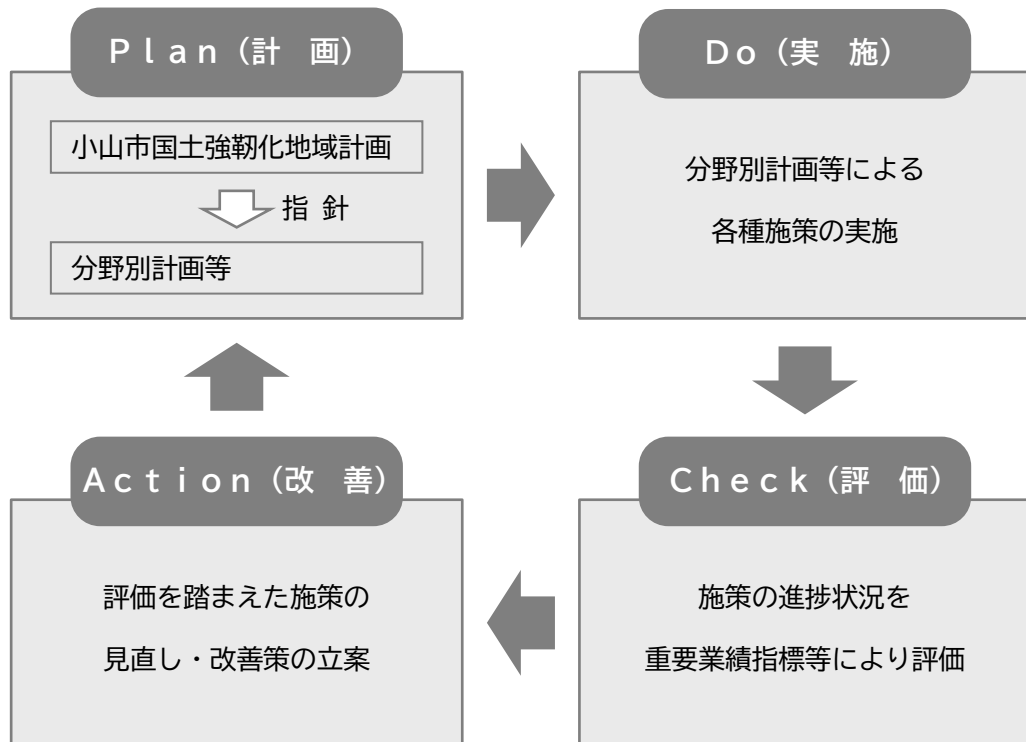
■ 体系別優先的に取り組む推進施策

強靱化施策分野	施策項目	推進施策
A. 行政機能／ 防災・消防	(1) 行政機能	防災拠点機能の確保／業務継続体制の整備・人材育成
		帰宅困難者対策
	(2) 防災・消防	防災訓練の充実／防災計画の充実
		火災予防に関する啓発活動／消防施設等の整備
地域の消防力の確保／広域応援体制の整備		
B. 住宅・都市 ・土地利用	(1) 住 宅	住宅・建築物等の防火性向上・耐震化／老朽危険空き家等対策
		高齢者等住宅支援／市営住宅の維持管理
	(2) 都 市	都市計画制度の運用／地区まちづくりの推進
		上水道施設の整備／下水道施設の整備
		公園等施設整備／市街地再開発事業
	(3) 土地利用	土地区画整理事業
		土地利用の推進
C. 保健医療・ 福祉・教育	(1) 保健医療	子ども・妊産婦保健／救急医療体制の充実
		地域医療の推進／小児医療体制の充実
		保健医療・介護の連携
	(2) 福 祉	高齢者福祉／障がい者福祉
		子育て支援／生活困窮・貧困対策
	(3) 教 育	文化スポーツ施設整備／学校教育・施設等整備
D. 産業・農業・ エネルギー	(1) 農 業	農業生産基盤等の災害対応力の強化
	(2) エネルギー	ライフラインの災害対応力の強化
E. 情報通信・ 交通・物流	(1) 情報通信	市民等への情報発信／災害情報の伝達
		電源の確保
	(2) 交通・物流	緊急輸送体制の整備
F. 国土保全・ 環境	(1) 国土保全	総合的な治水対策／河川・土砂災害対策
	(2) 環 境	下水処理施設の整備／感染症予防対策
G. 地域防災	(1) 地域防災	地域防災力の向上／防災意識の高揚、防災教育の実施
	(2) 地域防犯	防犯体制の充実強化
	(3) 地域福祉	高齢者等生活支援／避難行動要配慮者対策
	(4) 地域活動	市民活動・ボランティア活動体制の強化／ 多文化共生・国際交流

5-2 各種施策の推進と進捗管理

本計画に位置付けられた施策や取組は、本市全体の強靱化に関するものであり、特に「地域防災計画」と整合性が保たれながら、総合的かつ効果的な防災・減災対策に資することができ、各分野別計画や総合計画実施計画などと連携し、計画的かつ着実に取組を推進していきます。

また、本計画の進行管理は、毎年度P D C Aサイクルにより、指標や各取組の進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていきます。



重要業績指標（KPI）一覧

A. 行政機能／防災・消防

(1) 行政機能

事業名	成果指標	現状値 [R2]	目標値 [R7]	担当課
コミュニティ施設等整備事業（大谷地区中心施設整備）	地域基幹施設としての利用者増加（累積）	（大谷公民館） 10,249人 （R1）	74,000人	市民生活 安心課
公共施設マネジメント推進事業	譲渡や除却等により縮減した施設延床面積	0㎡	7,327㎡	行政改革課
第2期 小山地区定住自立圏共生ビジョン策定・取組推進	圏域人口の累計社会増加数	555人 （R1.4～R2.3）	2,500人 （R2.4～R7.3）	総合政策課

(2) 防災・消防

事業名	成果指標	現状値 [R2]	目標値 [R7]	担当課
消防水利整備事業	消防水利（消火栓及び防火水槽）設置数	2,988基	3,038基	消防署
消防団員の確保	実員／条例定数	93.9%	100%	消防総務課
応急手当講習の推進	年間受講者数	5,577人	5,800人	消防署
災害時応援協定締結の拡大	災害時応援協定締結の拡大（災害時応援協定締結数）	108件	120件	危機管理課

B. 住宅・都市・土地利用

(1) 住宅

事業名	成果指標	現状値 [R2]	目標値 [R7]	担当課
小山市木造住宅耐震対策助成事業	木造住宅耐震対策助成戸数（耐震改修）	35戸	60戸	建築指導課
	木造住宅耐震対策助成戸数（耐震建替え）	0戸	40戸	建築指導課
小山市ブロック塀等安全対策助成事業	ブロック塀等安全対策助成戸数	16戸	120戸	建築指導課
市営住宅長寿命化推進事業	改修実績棟数	39棟	67棟	建築課

(2) 都 市

事業名	成果指標	現状値 [R2]	目標値 [R7]	担当課
地区まちづくり推進事業	まちづくり団体数	38団体	41団体	まちづくり推進課
	地区まちづくり構想の認定数	24件	28件	まちづくり推進課
地区計画策定事業	地域特性に応じた景観へ配慮した建築物の件数（地区計画の届出件数）	1,648件	2,150件	都市計画課
老朽配水管更新事業	老朽管（基幹管路）の布設替の割合	4.9%	17.0%	上下水道施設課
問々田八幡公園整備事業	問々田八幡公園利用者数	178人/日（平日） 404人/日（休日）	840人/日（平日） 1,060人/日（休日）	公園緑地課
城山（祇園城）公園再整備事業	城山公園利用者数	108人/日（平日） 189人/日（休日）	550人/日（平日） 700人/日（休日）	まちづくり推進課
街区公園整備事業	1人当たりの公園面積	8.90㎡/人	9.39㎡/人	公園緑地課
公園施設長寿命化対策支援事業	健全な公園施設の割合の増加	26.0%	50.0%	公園緑地課
公園施設バリアフリー化整備事業	バリアフリー化された公園施設の割合の増加	54.0%	93.0%	公園緑地課
城山町三丁目第二地区市街地再開発事業	市街地再開発事業による人口定着	15人	350人	まちづくり推進課
街なか居住推進のための支援策	街なか中高層共同住宅建設促進事業補助金を活用した定住人口	180人	240人	まちづくり推進課
小山駅東口周辺土地利用推進事業	小山駅直近の大規模低未利用地の面積	3.0ha	2.0ha	まちづくり推進課
土地区画整理事業	事業地内の供用面積	93.6ha	101.7ha	市街地整備課

C. 保健医療・福祉・教育

(1) 保健医療

事業名	成果指標	現状値 [R2]	目標値 [R7]	担当課
周産期・小児医療体制の整備充実	地域周産期医療機関数	0箇所	1箇所	健康増進課
地域医療推進事業	かかりつけ医普及率の増加	73.0% (R1)	80.0%	健康増進課

(2) 福祉

事業名	成果指標	現状値 [R2]	目標値 [R7]	担当課
高齢者サポートセンター運営事業	高齢者サポートセンターを知っている人の割合	57.1%	87.5%	高齢生きがい課
特別養護老人ホーム等の施設整備事業	入所待機者数	46人	0人	高齢生きがい課
認知症施策の推進	認知症に関する相談窓口を知っている人の割合	26.2%	57.1%	高齢生きがい課
子どもの貧困撲滅対策事業	計画の実施により目標値を達成した指標数(全44指標)	10	35	子育て家庭支援課

(3) 教育

事業名	成果指標	現状値 [R2]	目標値 [R7]	担当課
屋内市立体育施設整備	施設数	2箇所	3箇所	生涯スポーツ課
学校適正配置等及び小中一貫校推進事業	学校適正配置推進等により縮減した施設延床面積	0㎡	4,898㎡	教育総務課
豊田中学区小中一貫校推進事業	学校施設数	2校 ※豊田南小学校・豊田北小学校	1校 ※小中一貫校となる新設小学校	教育総務課
国史跡琵琶塚・摩利支天塚古墳整備事業	摩利支天塚・琵琶塚古墳資料館来館者数(累計)	21,292人	70,000人	文化振興課

D. 産業・農業・エネルギー

(1) 産 業

事業名	成果指標	現状値 [R2]	目標値 [R7]	担当課
新規工業団地開発推進事業	新規雇用者数（累計）	52人	400人	工業振興課

(2) 農 業

事業名	成果指標	現状値 [R2]	目標値 [R7]	担当課
経営体育成基盤整備事業	経営体育成基盤整備事業の整備面積	393.9ha	477.5ha	農村整備課
栃木南部地区国営土地改良事業	栃木南部地区国営土地改良事業の事業進捗率	49.9%	100%	農村整備課
	排水機場の整備箇所数	1箇所	2箇所	農村整備課
農道整備事業	基盤整備による道路の整備距離	30.03km	32.60km	農村整備課
多面的機能支払交付金事業	市内全体の農振農用地面積に対して、多面的機能の維持・発揮に取り組む組織の活動対象農用地面積の割合の増加	84.3%	90.0%	農村整備課

E. 情報通信・交通・物流

(1) 情報通信

事業名	成果指標	現状値 [R2]	目標値 [R7]	担当課
外国人への情報提供の充実	外国人相談員の増員	3人	5人	国際政策課
	相談人数の増加	2,700人/年	3,000人/年	国際政策課

(2) 交通・物流

事業名	成果指標	現状値 [R2]	目標値 [R7]	担当課
都市計画道路3・4・101 城東線道路改良事業	利便性の向上や安全で快適な歩行者空間整備の事業進捗率	55.0%	100%	道路課
小山外環状線道路整備推進事業	環状線の整備率 (整備延長/総延長)	30.0%	40.0%	都市計画課
	国道50号の混雑度 [全国道路・街路交通情勢調査] (実測交通量/設計交通量)	1.2	1.0未満	都市計画課
コミュニティバス事業	コミュニティバスの利用者数 [計画 14路線 5エリア] (1日の利用者数)	2,049人 (R1)	2,700人	都市計画課
	コミュニティバスの収支率 [路線バス計画 14路線] (運行収入/運行経費)	41.0% (R1)	45.0%	都市計画課
	デマンドバス、互助輸送年間利用者数 (1年間の利用者数)	10,437人 (R1)	12,000人	都市計画課
交通バリアフリー化推進事業	歩行者の誰もが安心して円滑に移動できる市道 (特定道路) の整備延長	4.1km (R1)	5.0km	都市計画課

F. 国土保全・環境

(1) 国土保全

事業名	成果指標	現状値 [R2]	目標値 [R7]	担当課
豊穂川流域排水強化対策事業	流域の床上浸水被害戸数（計画対象降雨時）	223戸	0戸	治水対策課
杣井木川流域排水強化対策事業	流域の床上浸水被害戸数（計画対象降雨時）	28戸	0戸	治水対策課
小山市防災広場（防災ヤード）整備事業	国及び県事業の整備状況	0箇所	2箇所	治水対策課
栃木南部地区国営土地改良事業	栃木南部地区国営土地改良事業の進捗率	49.9%	100%	農村整備課
公共下水道事業 大行寺排水区（雨水）整備事業	市街化区域の浸水面積（計画対象降雨時）	14ha	0ha	上下水道施設課
小山水処理センター施設改築事業	事業進捗率（実績事業費／計画事業費）	57.5%	100%	上下水道施設課

G. 地域防災

(1) 地域防災

事業名	成果指標	現状値 [R2]	目標値 [R7]	担当課
自主防災会の設立・拡大強化	自主防災会設立拡大（世帯数における自主防災会カバー率）	60.2%	65.0%	危機管理課
自主防災リーダー養成事業	防災リーダー研修会及び防災士養成講座を通じた地域の防災リーダーの育成（防災リーダー数）	845人	1,100人	危機管理課

(4) 地域活動

事業名	成果指標	現状値 [R2]	目標値 [R7]	担当課
生活支援体制整備事業	見守り・支えあいに取り組んでいる自治会数	60自治会	257自治会	高齢生きがい課
避難行動要支援者の登録	避難行動要支援同意者名簿への登録者数	1,828人	2,500人	福祉課
ボランティアコーディネート事業	ボランティアの連携の推進（コーディネート件数）	265件	300件	市民生活安心課
国際交流・国際協力への市民参加促進	国際交流事業に参加している市民の数	2,500人	3,000人	国際政策課